群馬大学における国立大学法人ガバナンス・コードに対する適合状況(令和4年度)

作成日 2022 年 10 月 28 日 最終更新日 2022 年 10 月 28 日

更新有無

※本資料では、国立大学法人ガバナンス・コードの全ての原則に対する実施内容を取りまとめた。

※オレンジ色の欄の項目は、国立大学協会、文部科学省及び内閣府による「三者協議会」において公表事項として定められたものであり、別途、「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書」として取りまとめ、公表している。

基本原則1

基本原則1. 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律 的に発展・改革し続けられる体制の構築

国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮することで、自らのミッションを実現し、絶えず社会の要請に応えていく必要がある。そのために、ミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略を策定し、実現に向けて自主的・自律的・戦略的に経営する体制の構築及び法人経営に必要な人材の育成を行うべきである。

【原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための 道筋】

原則及び補充原則

国立大学法人は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定すべきである。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を含め、公表しなければならない。

実施内容

群馬大学では、国立大学法人が果たすべき社会的な役割であるミッションとして基本理念を定めている。基本理念を踏まえ、国立大学法人の方向性や目指す姿として、「地域に根ざし、知的な創造を通じて、世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学へ」をビジョンに掲げ、改革プランとして取り組もうとする事項の工程表を示し実行している。また、基本理念及びビジョンに基づき、教育、研究、社会貢献、国際交流、大学運営に関する目標を定めている。これらに加え、基本理念を踏まえた教育・研究の実現に向け、令和3年4月に就任した石崎学長が任期中に重点的に取り組む事項を定め、「学長ビジョン」として学内外に公表した。

また、ビジョンの実現を目的として、目標及び学長ビジョンを踏ま え、具体的に達成を目指す水準を第4期中期目標で示し、これらの水準 を達成するための具体的な戦略として第4期中期計画を策定のうえ、 取組を実行している。

なお、第 4 期中期目標及び中期計画(令和 4 年度から令和 9 年度)は、過半数が学外者で構成される経営協議会や関連する産官金機関等との意見交換会等により多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに経営及び教育研究に関する重要事項を協議する戦略企画会議や同会議の下に設置した「第 4 期中期目標・中期計画策定部会」において協議を重ね、多角的な意見を踏まえて策定したものであり、ホームページにおいて公表している。

(基本理念)

https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	本学が、二十一世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様な	
	ニーズに応えるため、新しい時代の教育及び研究の担い手として宣言	
	している基本理念は以下のとおりである。	
	1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広	
	い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍	
	できる人材を育成する。	
	2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機	
	関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、	
	最先端の創造的な学術研究を推進する。	
	3.教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性な尊重し、党盟の自由したの制度的保障である。大学	
	の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学 の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己	
	責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。	
	負任を恥瞰し、 用が40た八子として小剛の总畝以事に物のる。	
	(ビジョン・戦略)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909	
	本学のビジョンを実現するべく、第3期中期目標・中期計画(平成 28	
	年度~令和3年度)を踏まえた取り組むべき改革を示したものである。	
	学長のリーダーシップの下、多様な資源を活用して、本学のビジョンの	
	実現に向けて様々な改革を実行している。	
	(目標)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1737	
	基本理念の下に、教育、研究、社会貢献等(国際交流含む)及び大学	
	運営の各目標を定めたもの。	
	(中期目標・中期計画)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850	
	国立大学法人制度の創設以来、国立大学法人の活動は、中期目標・中	
	期計画の策定と評価を基本とする制度設計となっている。	
	第1期(平成16年度~平成21年度)、第2期(平成22年度~平成	
	27年度)、第3期(平成28年度~令和3年度)、第4期(令和4年度~	
	令和9年度)というように、6年間の期間毎に文部科学大臣が「中期目	
	標」を定め、それを達成するための「中期計画」を本学が定めている。	
	(経営協議会議事要旨)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/out008_002/g111661	
	(学長ビジョン)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	令和3年4月1日に石崎学長が就任し、任期中に、教育、研究、社会 貢献、経営において重点的に取り組む事項について、学長ビジョンとし て定めたもの。 (理念、目標、計画等の関連) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g142217	
【原則1-2 目標・戦略を策定・検証する体制をできると、検証するをは、ををのは、これのでは、をできまれて、といいでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、などのでは、では、などのでは、などのでは、は、などのでは、は、などのでは、は、などのでは、は、などのでは、は、は、などのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	本学では、令和4年3月に「国立大学法人群馬大学経営戦略本部(以下「経営戦略本部」)を設置した。経営戦略本部は、学長を本部長として組織され、人事・予算を含めた法人運営に関する戦略的施策の策定を目的として、スピード感のある情報分析・意思決定を可能とする機動的な体制としている。 経営戦略本部は、①戦略的施策の企画・立案を担う「企画戦略室」②法人運営に係る情報の収集・分析を担う「経営 IR 室」③学長が命じる特命事項に係る企画等を担う「学長補佐室」により構成され、その中核に会議体として国立大学法人群馬大学経営戦略本部戦略企画会議(以下「戦略企画会議」)を設置し、学長及び学長が指名する理事並びに学長が指名する者を構成員とし、適切な人員配置や構成員の人数を限定することにより、機動的な組織体制を担保している。	
	戦略企画会議においては、目標・戦略を実現するための将来構想や学 内資源の戦略的な配分等に関わる事項について、所轄部署のみならず、 全学的な観点で協議を行い、協議された施策については担当理事の下 で実行に移すとともに、重要な施策については役員会等の審議を経た のちに実行に移す体制としている。	
補充原則 1 - 2② 国立大学法人は、大学の活動についてのデータを収集・ 分析し、法人の意思決定を支援するため IR (インスティト	教育・評価担当理事が機構長を務める大学教育・学生支援機構の教育 改革推進室(教学面)、研究・企画担当理事が機構長を務める研究・産 学連携推進機構の研究URA室及び高度研究戦略室(研究面)並びに、 総務部及び財務部など各部署においてデータ収集・分析を含め、大学の 活動の把握、支援及び推進のための業務を行っている。	

原則及び補充原則 実施内容 更新有無

ゥーショナル・リサーチ)機 能等の充実により、目標・戦 略の策定に活用すべきであ る。また、部局ごとの進捗状 況や成果、コスト等をエビデ ンスベースで適切に検証し、 当該検証の結果を踏まえた目 標・戦略の改定や、資源配分 方策の見直しに反映させる仕 組みを整備すべきである。 大学全体を経年的、水平的にデータに基づき分析・評価することが求められている中、現状はデータに基づき法人の意思決定を支援するための IR 機能が不十分であるとの課題認識のもと、「経営戦略本部」内に、法人運営に係る情報の収集・分析を担う「経営 IR 室」を設置し、IR による分析等エビデンスに基づく法人運営の支援を可能とする新たな体制とした。この経営 IR 室において検証された結果を、学長等に報告・情報提供し、目標・戦略の改定や資源配分方策の見直しに反映させることとしている。

一方、財務諸表において各学部等のセグメント情報を公表することによって、全学的な観点から運用された予算の執行状況を把握するとともに財務レポートを作成し、同規模の国立大学との比較を行うなど、財務指標を活用することで経営改善に努めている。

特に、第4期中期目標期間より国から支援を受けている運営費交付金(ミッション実現戦略分)については、本学のミッションを果たしつつ社会的インパクトを創出していくため、学長裁量経費と一体として学長ビジョンの実現に資する主要施策へ配分している。主要施策の進捗状況等を検証し、予算の変更や次年度以降の予算編成に反映させることとしている。

主要施策の決定に当たっては、基本理念、中期目標・中期計画や学長 ビジョンを踏まえ、学部等の長からヒアリングを行い、学長のリーダー シップにより決定している。

補充原則 1 - 2 ③

国立大学法人は、法令に定 められた大学評価を法人経営 の継続的な質的向上につなげ る仕組みを整備すべきであ る。

法令に定められた大学評価を法人経営の継続的な質的向上につなげるため、構成員に理事を含む大学評価室において審議のうえ、評価結果の分析・検証を行っている。また、中期目標・中期計画の進捗管理を効率的に行うため、本学独自の取組である「中期計画カルテ」を用いた自己点検・評価の仕組みを整備している。

法令に定められた大学評価及び中期目標・中期計画の自己点検・評価の結果は役員会・教育研究評議会において共有し、中期目標・中期計画の達成に向けた取組を全学的に進めている。

教育の内部質保証に関しては、令和3年度に「群馬大学における内部 質保証に関する方針」を策定し、自己点検・評価及び改善計画の策定・ 実施を通じて教育活動等の質の保証を行う体制を整備した。さらに、大 学評価室において自己点検・評価結果に対する妥当性を検証した改善 計画を、経営戦略本部において学内資源を踏まえた実効性や教育研究 組織等の見直しの必要性に留意し、検証することで教育活動等の継続 的な質的向上につながる実施体制とした。

※法令に定められた大学評価は、次の二つのことをいう。

①国立大学法人法第 9 条に定める文部科学省国立大学法人評価委員

原則及び補充原則		更新有無
	会による法人評価(第2項に定める評価:国立大学法人等の業務の実績に関する評価に関すること 等) ②学校教育法第109条に定める認証評価機関による認証評価(本学は、機関別認証評価:平成27年度受審。専門分野別評価(教職大学院):令和2年度受審。)	
【補充原則1-2④ 目標・ 戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等】 国立大学法人は、目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を、公表しなければならない。	中期目標・中期計画の進捗状況の確認及び検証を目的として、大学評価室を中心とした「中期計画カルテ」による自己点検・評価を年度終了後に毎年度行い、その結果をホームページにおいて自己点検・評価報告書として公表することとしている。 自己点検・評価結果は各学部等にフィードバックし、次年度の取組や新たな課題の設定に反映させることとしている。また、その結果を、次年度以降の自己点検・評価報告書により報告することとしている。 (大学評価)	
なりない。	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001 (中期目標・中期計画に係る自己点検・評価) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g107803 本学における自己評価 (本学又は学部等が自ら行う点検及び評価) 及び外部評価 (本学又は学部等が主体となって自己評価の一環として行う、学外者による検証及び評価) の実施並びに認証評価 (学校教育法第109 条に規定する認証評価機関が行う検証及び評価) 及び第三者評価 (国立大学法人評価委員会その他の機関が行う検証及び評価) に対応するため、国立大学法人群馬大学大学評価室を設置している。	
【原則1-3 自主的・自律的・戦略的な経営(人事、財務、施設等)及び教学運営(教育・研究・社会貢献)の体制構築】 国立大学法人は、ミッションを実現するため、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、国立大学法人法等に基づき、人的・物的資源配分を基に経営するともに、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営を実施するための体制を構築すべきである。	補充原則1-3①~⑥で記載のとおり。	

原則及び補充原則	<u>実施内容</u>	更新有象
補充原則 1 — 3 ①	国立大学法人法で定める、国立大学の経営に関する重要事項を審議	2401137
国立大学法人は、法令に則	する経営協議会及び国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する	
り、経営及び教学運営双方の	 教育研究評議会の各会議について、学内規則においてその責任と権限	
実施に係る各組織等の権限と	を明確化するとともに、大学運営に関する重要事項を審議する役員会	
責任を明確化し、自主的・自	において、経営協議会及び教育研究評議会の議題を整理し、戦略的な法	
律的・戦略的な法人経営を可	人経営を行っている。	
能とする体制を構築すべきで		
ある。	(国立大学法人群馬大学経営協議会規則)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2018/06/270401keieikyougikai.pdf	
	経営協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。	
	(1)中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関する事	
	項	
	(2)中期計画に関する事項のうち、経営に関する事項	
	(3)学則(経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報	
	酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給	
	の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する	
	事項	
	(4)予算の作成及び執行並びに決算に関する事項	
	(5)組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する	
	事項	
	(6) その他経営に関する重要事項	
	(国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2018/06/270401kyouikukennkyuhyougikai.pdf	
	教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。	
	(1)中期目標についての意見に関する事項(経営に関する事項を除	
	<)	
	(2)中期計画に関する事項(経営に関する事項を除く。)	
	(3)学則(経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重	
	要な規則の制定又は改廃に関する事項	
	(4)教員人事に関する事項	
	(5)教育課程の編成に関する方針に係る事項	
	(6)学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他 の援助に関する事項	
	(7)学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方	
	針及び学位の授与に関する方針に係る事項	
	(8)教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する	
	事項	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	(9)その他教育研究に関する重要事項	
	(国立大学法人群馬大学役員会規則)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2018/06/260401yakuinkai.pdf	
	役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。	
	(1)中期目標についての意見(国立大学法人法(平成 15 年法律第	
	112 号。以下「法」という。)第 30 条第 3 項の規定により文部	
	科学大臣に対し述べる意見をいう。)に関する事項	
	(2) 法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならな	
	い事項	
	(3)予算の作成及び執行並びに決算に関する事項	
	(4)大学, 学部, 学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する	
	事項	
	(5)その他役員会が定める重要事項	
補充原則 1 - 3②	経営を担う人材として理事を配置するとともに、教学運営を担う人	
国立大学法人は、経営及び	材として、目標・戦略の実現に当たって必要となる業務分野についての	
教学運営を担う人材を適材適	実績に基づき副学長及び学長特別補佐を配置している。	
所に配置し、その任命に当た	理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活	
っては、その分野に求められ	動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちか	
る知識、経験、能力等に基づ	ら学長が選考する。また、副学長は、理事及び教職員の中から学長が指	
いて、実施すべきである。	名し、学長特別補佐は、本法人の教職員の中から学長が選考している。	
	また、学部に関する校務をつかさどる学部長の任命に当たっては、各	
	学部等から推薦のあった3名の学部長等適任者の中から、学長との面	
	談の後、役員会の議を経て学長が指名することとなっており、学長のビ	
	ジョンや大学の経営方針を共有し適切な役割を果たすことのできる学	
	部等の長を任命する体制となっている。	
補充原則 1 - 3③	総合的な人事方針として、「国立大学法人群馬大学人事の方針」を策	
国立大学法人は、法人経営	定しており、若手・女性・外国人等の積極的採用やテニュアトラック制	
を行うに当たり教員・職員の	度の活用などの全学的な方針を定めている。	
適切な年齢構成の実現、性別・	なお、令和3年9月に本方針を改正し、年齢構成を意識しつつ職位の	
国際性・障がいの有無等の観	バランスにも配慮する旨及びダイバーシティの確保の記載を追加し	
点でのダイバーシティの確保	た。	
等を含めた総合的な人事方針		
を策定すべきである。	(国立大学法人群馬大学人事の方針)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
補充原則 1 - 3 ④	自らのミッションを果たし、自主・自律的、戦略的に教育・研究・社	
国立大学法人は、自らのミ	会貢献及び診療活動を最大化していく上で必要となる支出額及びそれ	
ッションを果たし、現行の法	を賄う収入額を基に中期的な予算、収支計画及び資金計画を策定し、公	
令等の枠組みの中で、自らの	表している。(補充原則1-3⑥(3)にも記載)	
価値を最大化するべく行う活		
動のために必要な支出額を勘		
案して、その支出を賄える収		
入(運営費交付金及びその他		
の公的資金、外部資金を含め		
た収入)の見通しを含め、中		
期的な財務計画を策定すべき		
である。		
補充原則 1 - 3 ⑤	産業界等からの資金の受入れ促進のために、研究・産学連携推進機構	
国立大学法人は、自らの財	において、学外者からの産学連携へのアクセスを明確化するための産	
務計画に沿って、必要な外部	学連携ワンストップサービスオフィスの設置や産学官連携推進支援の	
資金を獲得するため、産業界	ための研究 URA を配置し、共同研究・受託研究を推進している。医学	
等からの資金や寄附金の受入	部附属病院においては、土地の有効活用として平成 20 年から土地の事	
れを促進するための体制整	業用借地権を設定し、第三者機関による建物を設置し、運営を行ってい	
備、資産の有効活用を進める	る。加えて、地域の4高等教育機関が連携し設備・機器の共用を基に産	
べきである。	学共同活動の高度化、新産業創出に貢献することを目指す「りょうもう	
	アライアンス」の取組を通じ、機器分析センターの外部依頼分析サービ	
	スの実施等により、本学が有する資産の有効活用に努めている。	
	また、令和3年3月12日付で、群馬県、群馬銀行、しののめ信用金	
	庫、株式会社リバネス、群馬大学、前橋工科大学、群馬工業高等専門学	
	校の7者で「ぐんま次世代産業創出・育成コンソーシアム」(以下「コ	
	ンソーシアム」)を設立した。コンソーシアムは、各構成機関がそれぞ	
	れ有する知的資源及び経営資源を有効に活用し、相互に連携して協働	
	することにより、群馬県の強みを生かした次世代産業の創出・育成と、	
	それらを支える取組が自律的・継続的に行われるベンチャーエコシス	
	 テムの形成を図り、群馬県の活性化につなげることを目的としている。	
	その他、本学における学生に対する支援、教育研究の質の向上及び社	
	 会貢献活動の充実等を図ることを目的として群馬大学基金(以下、基	
	(金)を設け、事業を行っている。また、基金の寄附活動を促進するため	
	総務課に基金係を設置し、専任の係長、係員1人を置いており、寄附活	
	動にあたっては、広報係等の他の部署とも連携を図っている。	
【補充原則1-3⑥	本学の管理運営組織体制、人事方針、財務計画、教育研究の費用・成	
(1)経営及び教学運営双方	果等を次のとおり公表している。	
に係る各組織等の権限と責任		
の体制	(1)経営及び教学運営に係る権限と責任の体制	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
(2) 教員・職員の適切な年	経営及び教学に係る運営組織として、役員会、経営協議会、教育研究	
構成の実現、性別・国際性・	評議会の法定会議のほか必要に応じた会議や組織を設置し、役員(学	

- (2) 教員・職員の適切な年 齢構成の実現、性別・国際性・ 障がいの有無等の観点でのダ イバーシティの確保等を含め た総合的な人事方針
- (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画
- (4)教育研究の費用及び成 果等(法人の活動状況や資金 の使用状況等)】

国立大学法人は、経営及び 教学運営に係る権限と責任の 体制、総合的な人事方針、中 期的な財務計画、教育研究の 費用及び成果等を公表しなけ ればならない。 経営及び教学に係る運営組織として、役員会、経営協議会、教育研究 評議会の法定会議のほか必要に応じた会議や組織を設置し、役員(学 長、理事、監事)、副学長、学長特別補佐が必要に応じて当該会議や組織の構成員となって、運営している。その権限と責任については、学内の規則においてそれぞれ以下のとおり制定しており、それらに関する機構図、規則や氏名・担当業務を公表している。

- ・学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を 代表し、その業務を総理する。(国立大学法人群馬大学組織規則 第5 条)
- ・理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を 掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のと きはその職務を行う。(国立大学法人群馬大学組織規則 第6条)
- ・監事は、本学の業務全般を監査する。(国立大学法人群馬大学監事監 査規則 第3条)
- ・副学長は、学長を助ける。副学長は、学長の命を受けて校務を分担することができる。(群馬大学副学長に関する規程 第3条)
- ・学長特別補佐は、学長を補佐し、学長が指示する具体的事項の処理に 当たる。(国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程 第3条)

(機構図)

https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1703

本学の管理運営組織として、学長、理事、監事、副学長、学長特別補佐、学長アドバイザー並びに役員会、経営協議会、教育研究評議会等の関係性を示している。

(群馬大学規則集)

https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/

本学の諸規則を掲載しており、前述の学長、理事、監事、副学長、学長特別補佐の各権限を規定した、「国立大学法人群馬大学組織規則」、「国立大学法人群馬大学監事監査規則」、「群馬大学副学長に関する規程」、「国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程」を掲載している。

(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・顧問)

https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708

本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員(学長、理事、監事) については経歴も公表している。

(2)総合的な人事方針

	「国立大学法人群馬大学人事の方針」において、若手・女性・外国人	
2	等の積極的採用やテニュアトラック制度の活用などの全学的な方針を	
	定めるとともに、本学のポジティブアクションとして、若手、女性研究	
=	者等を積極的に採用する旨、公募要領等に記載している。なお、令和3	
2	年9月に、同方針を改正し、年齢構成を意識しつつ職位のバランスにも	
1	配慮する旨及びダイバーシティの確保の記載を追加した。。	
	(国立大学法人群馬大学人事の方針)	
1	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf	
	「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン	
	(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)」や「統合イノベーション戦略 2020	
	(2020年7月17日閣議決定)」などを踏まえ、本学においても、計画	
	的かつ戦略的に人事配置・人材育成等を行うため、年齢層別の在職比率	
	などの現状値や、今後の自然変動要因等に基づく将来推計等を実施し、	
	その結果を学内に共有するとともに、本務教員の年齢構成等を公表し	
	ている。	
	(国立大学法人群馬大学本務教員年齢構成表)	
1	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2021/12/423eac0da04fbb29aba8fd1985e9ebd4-2.pdf	
	(教員年齢構成の推移・推計)	
1	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2021/12/59dcff79f636e2eef44a1b1a94cb7658.pdf	
	「群馬大学ダイバーシティ推進宣言」 及び「群馬大学ダイバーシティ	
	推進基本方針 を策定し、性別、障がい、国籍、性的指向・性自認、宗	
	教、年齢、価値観など、より広い視点でのダイバーシティを推進し、全	
	ての構成員が、その個性と能力を最大限発揮できる学内環境の改善を	
	行うべく取り組んでいる。	
	(群馬大学ダイバーシティ推進宣言及び群馬大学ダイバーシティ推進	
	(群馬人子ダイバーンティ推進旦言及び群馬人子ダイバーンティ推進 基本方針)	
	本本方面) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877	
	nicips.//www.gumna-u.ac.jp/outmic/outoos/govor/	
	(3)中期的な財務計画	
	(国立大学法人群馬大学 第 4 期中期計画) ※p15-21	
1	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2022/04/02_keikaku_20220330.pdf	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	国立大学法人法第 31 条第 2 項に基づき、「中期計画」において収支 計画及び資金計画を定め公表している。	
	(4)教育研究の費用及び成果等 財務諸表や実績報告書等により教育研究費用及び成果等を公表する とともに平成30事業年度決算より財務レポートを作成し、当該年度の 費用と成果等を公表している。	
	(財務諸表) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務諸表」 https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894 本学における教育・研究・診療等にかかる財務情報(財政状態、収支 情報、資金状況等)を示す書類で、国立大学法人法において作成及び開 示の義務が定められているもの。	
	(実績報告書)※ホームページ「国立大学法人評価」の各中期目標・中期計画期間における、各事業年度の「業務の実績に関する報告書」https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790	
	(財務レポート) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務レポート」https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894学生・保護者・卒業生・企業や自治体の皆様、そして地域の皆様など	
	多くの方々に向けて、本学の財務諸表をできる限り分かり易く伝える ために作成したもの。	
	また、教育研究の成果等については、全学の広報として以下のとおり 公表している。	
	・本学ホームページのプレスリリース(報道発表)で公表・県庁記者クラブへのプレスリリース(報道発表)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946	
	・在県新聞各社の記者を対象にした「定例記者会見」の開催 (定例記者会見) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349	
	※定例記者会見(2021 年 9 月から定例記者懇談会を名称変更)	
	・SNS(YouTube、Twitter、Facebook、LINE、Instagram)公式アカウントによるリアルタイムの情報発信 (群馬大学 SNS 公式アカウント)	

原則及び補充原則		実施内容		更新有無
	https://www.gun	ma-u.ac.jp/outline/out0	09/sns	
			ュースレター等での情報発信	
	(広報誌 GU'DA			
	https://www.gun	ma-u.ac.jp/outline/out0	09/guday	
	・共結可能も問名	※日栖 (SDC。) に関連す	る群馬大学の取り組み事例の	
	公表	t日保(SDUS)に因定す	る併為八子の以り組み事例の	
		巻目標(SDGs)に関連す	⁻ る群馬大学の取り組み)	
		ma-u.ac.jp/outline/out0		
	incepoi, , www.guin	and dides, py successor, successor	00, 801 100	
【原則1-4 長期的な視点	補充原則1-4	1①、②で記載のとおり。)	
に立った法人経営を行う人材				
の確保と計画的な育成】				
国立大学法人は、社会に対				
して継続的に役割を果たして				
いけるよう、経営に必要な能				
力を備える人材や、教学面の				
先見性や国際性、戦略性を有				
する人材を、長期的な視点に				
立って、確保するとともに計				
画的に育成すべきである。				
補充原則 1 – 4 ①			しており、本学内において組	
国立大学法人は、その法人			ら学長が任命している。また、	
経営を担う役員(監事を除			営機能の強化に資するよう、	
く。)に、国内外の高等教育・			等を実施する能力を備えた人	
学術研究の動向を把握し、各		の、地力目冶体経験者や、	経営能力のある学外理事を任	
国立大学法人のミッションや	命している。			
特性を踏まえた上で、戦略的 な経営資源の獲得及び配分、	(参考) 理恵のは	旦当等と過去の主な経歴		
な程呂貝派の後特及び配力、これらの実現のための体制整	氏名	担当等	過去の主な経歴	
備などを実施する能力を備え		理事(教育・評価担当)	学長特別補佐、副学長	
た人材を育成・確保すべきで	花屋 実	理事(研究・企画担当)	学長特別補佐、企画戦略	
ある。		エテ (例/)	室長、副学長	
-		理事(総務・財務担当)	山口大学理事・副学長	
	齋藤 繁	理事 (病院担当)	集中治療部長、患者支援	
			センター長、保険診療管	
			理センター長、副病院長	
	五十嵐 優子	理事(学長特命(男女		
		共同参画・ダイバーシ	ツ部長	

原則及び補充原則	実施内容			更新有無
		ティ)・非常勤)		
	近藤 潤	理事(学長特命(産学	株式会社 SUBARU 取締	
		連携)・非常勤)	役会長	

【補充原則1-4② 法人経 営を担いうる人材を計画的に 育成するための方針】

国立大学法人は、その法人 経営を担い得る人材を計画的 にし、中堅、管理職・部局長を でし、中堅、管理職・部局長を でし、等の各階層の。 の長を補佐するポストの一 の長を補佐するがまための を補佐するとともなどとともなどとともなどとともなどとともなるとともなる 学協会等がまための多様な時の を育成するとといる。 を育成するとといる。 を育成するとといる。 を育成するとといる。 を育成するとといるとのと がまためののも により、といると を育成するを である。

また、当該方針を公表する とともに、その実現状況をフ ォローアップすべきである。 「国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針」として、法人経営を担い得る人材の育成方針を作成し公表している。フォローアップについては十分にできていないと認識しているため、今後、役員により構成する「戦略企画会議」において実施状況をフォローアップしていくよう、検討を進めている。

経営人材を育成するため、学内での大学経営戦略セミナー「大学教育の在り方について」の開催や職階別「課長・副課長級職員研修」を実施している。さらに、国立大学協会等が実施する「部課長級研修」、「会計事務研修」、「大学マネジメントセミナー」等に教職員を参加させるとともに、若手職員の外部機関への出向を進めている。

また、「戦略企画会議」において、①学長の校務を分担して機動的な 大学経営を加速する「副学長」及び学長のマネジメント機能を強化する ための「学長特別補佐」の活動状況②経営人材育成に関連する取組状況 について協議を行い、継続的なフォローアップを実施することとして いる。

(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・顧問)※副学長、学長特別 補佐の項目参照

https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708

本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員(学長、理事、監事) については経歴も公表している。

(国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針)

https://www.gunma-u.ac.jp/wp-

content/uploads/2020/12/660a3aadc1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf

「地域に根ざし、知的創造を通じて世界の最先端へとチャレンジし、 21世紀を切り拓く大学」の実現に向け、大学の経営基盤の強化を目的 として、副学長及び学長特別補佐を学長主導で配置し、実践的経験を通 して次代の大学運営を担う人材の育成が可能な体制を整備している。

基本原則2

基本原則 2. 法人の長の責務等

国立大学法人は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、社会に対する役割を果たし続けるため、法人の長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築する必要がある。そのために、意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、法人全体の機能強化を図るべきである。

【原則2-1-1 中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョンの説明及び共有】

法人の長は、国立大学法人のミッションを踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の一体的な中長期的ビジョンを策定し、教職員に対して、ビジョンの丁寧な説明、共有を通じ、構成員の理解を得るとともに、意欲と能力を最大限に引き出すべきである。

また、所属する教職員のみならず、学生や卒業生等にもビジョンを発信すべきである。

基本理念を全学のミッションとし、「地域に根ざし、知的な創造を通じて、世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学へ」を中長期ビジョンとして定め、教職員及び学生や卒業生を含めた幅広いステークホルダーに向け、ホームページで公表している。また、これらをもとに作成した中期目標・中期計画をホームページで公表し、さらに教職員に対しては文書等多岐にわたる方法による周知はもとより、令和3年度からは、学長が任期中に教育、研究、社会貢献、経営において重点的に取り組む事項を「学長ビジョン」として定め、教育研究評議会、経営協議会及び外部機関との意見交換等において説明をするとともに、ホームページ「学長室」において公表することで学内外に周知している。

(基本理念)

https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735

本学が、二十一世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様なニーズに応えるため、新しい時代の教育及び研究の担い手として宣言している基本理念は以下のとおりである。

- 1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。
- 2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機 関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、 最先端の創造的な学術研究を推進する。
- 3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。

(ビジョン・戦略)

https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909

本学のビジョンを実現するべく、中期目標・中期計画を踏まえた取り 組むべき改革を示したものである。学長のリーダーシップの下、多様な 資源を活用して、本学のビジョンの実現に向けて様々な改革を実行し ている。

(中期目標・中期計画)

https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850

国立大学法人制度の創設以来、国立大学法人の活動は、中期目標・中期計画の策定と評価を基本とする制度設計となっている。

第1期(平成16年度~平成21年度)、第2期(平成22年度~平成

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	27年度)、第3期(平成28年度~令和3年度)、第4期(令和4年度~	
	令和9年度)というように、6年間の期間毎に「中期目標」と「中期計	
	画」を定めている。	
	(学長ビジョン)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001	
	令和3年4月1日に石崎泰樹学長が就任し、任期中に教育、研究、社	
	会貢献、経営において重点的に取り組む事項について、学長ビジョンと	
	して定めたもの。	
【原則2-1-2 法人の長	補充原則 2-1-2①~③に記載のとおり	
のリーダーシップ】		
法人の長は、我が国の教育		
研究の要である国立大学を設		
置し、管理する国立大学法人		
を代表する者であり、当該国		
立大学の教育研究の成果が最		
大化されるよう、リーダーシ		
ップを発揮するとともに、多		
様な関係者の意見、期待を踏		
まえて法人経営を行うべきで		
ある。		
補充原則 2-1-2①	学長は、法人の業務全般について最終的な意思決定を行う者として、	
法人の長は、国立大学を設	本学が基本理念のもと我が国の中核的な教育研究拠点として積極的に	
置する法人の代表者であるこ	社会的使命を果たす責任の重みを十分に理解した上で、校務をつかさ	
とを深く自覚し、その職責を	どり、人事、予算、教学運営など業務全般に関する決定権を行使してい	
十分に理解した上で、法人の	る。	
業務全般に関する決定権を行		
使すべきである。		
補充原則 2-1-2②	学長は、役員会、経営協議会、教育研究評議会の審議結果を尊重したう	
法人の長は、役員会、経営	えで、多様なステークホルダーの意見も踏まえつつリーダーシップ	
協議会、教育研究評議会等の	を発揮して最終的な意思決定をしている。なお、監事が役員会その他	
経営・教学運営に関する会議	業務運営に関する会議等に出席し、意思決定過程を確認している。	
体における審議を尊重した上	1. 役員会を原則毎月第1・第3水曜日に開催している。また、適時か	
で、多様な関係者の意見、期	つ迅速に対応するため臨時で開催することもある。	
待を踏まえつつ、そのリーダ	・経営協議会を原則年4回開催している。	
ーシップを十全に発揮して国	・教育研究評議会を原則毎月1回開催している。。	
立大学法人の経営を行うべき		
である。	2. 多様なステークホルダーの意見を聴取し、大学運営に活かしてい	
	る。	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	・経済界からの意見聴取: 群馬経済同友会、前橋商工会議所主催の交流	
	会への出席。産学連携協定締結金融機関等との意見交換会の開催。	
	・教育界からの意見聴取:群馬県教育委員会、群馬県高等学校長協会	
	・学生からの意見聴取:学長と学生との懇談会の開催。	
	・卒業生からの意見聴取:全学同窓会連合会との懇談会の開催。	
補充原則 2-1-2③	法人のミッション、目標・戦略、組織、成果・課題等の情報を学内外	
法人の長は、ミッションや	に積極的に公表している。	
その実現のためのビジョン、	・ホームページにおいて、「基本理念」「ビジョン・戦略」「教育研究、	
目標・戦略、また実際の取組	社会貢献等の目標」「中期目標・中期計画」「学長ビジョン」等を公表	
や成果・課題等の情報を、学	・定期刊行誌「大学概要」等でも「基本理念」「ビジョン」「教育研究、	
内外に積極的に発信するなど	社会貢献等の目標」等を公表	
により、経営の透明性を高め、	・教育研究活動、業務運営等の取組の成果及び課題を記載した自己点	
社会からの大学への理解と支	検・評価報告書をホームページに公表している。	
持を得るよう努めるべきであ	・学長は、各学部の教授会に出席し、「学長ビジョン」や大学の機能強	
る。	化などの重要な戦略や研究費不正等のコンプライアンス遵守につい	
	て、直接、多くの教員に伝えた。	
	・学長は、「学長ビジョン」や「ウクライナ避難民の支援」などについ	
	 てマスメディアにおいて公表し、群馬大学が社会から理解と支持が得	
	られるよう活動している。	
	(基本理念)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735	
	本学が、二十一世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様な	
	ニーズに応えるため、新しい時代の教育及び研究の担い手として宣言	
	している基本理念は以下のとおりである。	
	1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広	
	い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍	
	できる人材を育成する。	
	2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機	
	関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、	
	最先端の創造的な学術研究を推進する。	
	3.教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員	
	の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学	
	の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己	
	責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。	
	(ビジョン・戦略)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909	
	本学のビジョンを実現するべく、中期目標・中期計画を踏まえた取り	
	組むべき改革を示したものである。学長のリーダーシップの下、多様な	

原則及び補充原則	実施内容			
	資源を活用して、本学のビジョンの実現に向けて様々な改革を実行し			
	ている。			
	(目標)			
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1737			
	基本理念の下に、教育、研究、社会貢献等(国際交流含む)及び大学運			
	営の各目標を定めたもの。			
	(中期目標・中期計画)			
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850			
	国立大学法人制度の創設以来、国立大学法人の活動は、中期目標・中			
	期計画の策定と評価を基本とする制度設計となっている。			
	第1期(平成16年度~平成21年度)、第2期(平成22年度~平成			
	27 年度)、第3期(平成28年度~令和3年度)、第4期(令和4年度			
	│ ~令和9年度)というように、6年間の期間毎に「中期目標」と「中期			
	計画」を定めている。			
	(学長ビジョン)			
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001			
	令和3年4月1日に石崎泰樹学長が就任し、任期中に教育、研究、社			
	会貢献、経営において重点的に取り組む事項について、学長ビジョンと			
	して定めたもの。			
	(中期目標・中期計画に係る自己点検・評価)			
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g107803			
	中期目標・中期計画の達成に向けた取組状況を自己評価した結果を			
	報告書にまとめ公表している。			
	(内部質保証による自己点検・評価)			
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g107799			
	「群馬大学における内部質保証に関する方針」「群馬大学における教			
	育の内部質保証に関する方針」に基づき自己評価した結果を報告書に			
	まとめ公表している。			
【原則 2 - 1 - 3 ビジョン	学長を補佐するために、理事、副学長、学長特別補佐、学長アドバイ			
実現のための執行体制の整	ザーを配置している。それぞれに役割や担当する業務を明確に設定し、			
備】	ホームページに公表している。			
法人の長は、ビジョンを実	また、経営人材を育成するため、学内での大学経営戦略セミナー「大			
現するために、理事や副学長	学教育の在り方について」の開催や職階別の研修「課長・副課長級職員			
等の法人の長を補佐するため	研修」を実施している。さらに、国立大学協会等が実施する「部課長級			
1 11 2 14 11 14 44 11 11 11		1		

研修」、「会計事務研修」、「大学マネジメントセミナー」等に教職員を参

の人材を適材適所に学内外か

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
ら選任・配置し、自らの意思	加させるとともに、若手職員の外部機関への出向を進めている。	
決定や業務執行をサポートす		
る体制を整備すべきである。	(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・学長アドバイザー・顧問)	
また、法人の長は原則1-4	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708	
で示した「長期的な視点に立		
った経営人材の計画的な育	(国立大学法人群馬大学役員等について)	
成・確保のための取り組み」	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900	
を行うべきである。さらに、	本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員(学長、理事、監事)	
各補佐人材の責任・権限等を	については経歴も公表している。	
明確にし、それらを公表しな		
ければならない。	(国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2020/12/660a3aadc1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf	
	「地域に根ざし、知的創造を通じて世界の最先端へとチャレンジし、	
	21 世紀を切り拓く大学」の実現に向け、大学の経営基盤の強化を目的	
	として、副学長及び学長特別補佐を学長主導で配置し、実践的経験を通	
	して次代の大学運営を担う人材の育成が可能な体制を整備している。	
	(国立大学法人群馬大学組織規則)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011010.pdf	
	理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を	
	掌理し, 学長に事故があるときはその職務を代理し, 学長が欠員のとき	
	はその職務を行う。	
	(群馬大学副学長に関する規程)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023090.pdf	
	副学長は、学長を助ける。副学長は、学長の命を受けて校務を分担す	
	ることができる。	
	 (国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023100.pdf	
	学長特別補佐は、学長を補佐し、学長が指示する具体的事項の処理に	
	当たる。	
補充原則 2 - 1 - 3①	1. 理事は、学長を補佐し本法人の業務を掌理し、学長に事故があると	
法人の長は、理事が役員会		
を構成し、法人経営の責任の		
	1	<u> </u>

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
一端を担う重要な職であるこ	財務担当、病院担当、男女共同参画・ダイバーシティ、産学連携の 6	
とに留意し、その選任に当た	つに担当を分け、責任と権限を明確にした上で、それぞれ適切な人物	
っては、その責任・権限等を	を任命している。	
明確にした上で、適切な人材		
を選任すべきである。あわせ	(国立大学法人群馬大学役員等について)	
て、それぞれの職における具	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900	
体的な達成目標を掲げ、適切	(国立大学法人群馬大学組織規則)	
な評価と処遇を与えるべきで	https://www.gunma-	
ある。	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011010.pdf	
	(国立大学法人群馬大学理事に関する申合せ)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023060.pdf	
	2. 学長は、各理事に担当業務の具体的な達成目標として中期目標・中期計画を示し、その進捗状況を毎年度評価し、適切に処遇している。また、理事の退任時には、在任中の業績評価結果について、経営協議会において審議し、退職手当に反映させている。	
	役員の報酬及び退職手当の水準の考え方や妥当性等については、	
	ホームページにて公表している。	
	(国立大学法人群馬大学の役員の報酬等及び職員の給与の水準)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2022/06/yakuinhousyutouR3-1.pdf	
補充原則2-1-3② 法人の長又は学長は、副学 長、学部長・研究科長等の法	1. 学長は、副学長、学部長・研究科長の選考にあたり、役員・教職員の中から適任者を指名している。	
人の長又は学長を補佐するた	 2.学長は、副学長、学部長・研究科長の役割や責任、権限等を明確に	
めの適切な人材を適所に配置	示している。	
すべきである。その選任に当	・副学長の役割分担:教育・評価、研究・企画、総務・財務、IT・デー	
たっては、それぞれの職の役	タサイエンス、アドミッション、ダイバーシティ、国際	
割や責任、権限等を明確にす	・学部長等の役割 :各学部等の長は、当該学部等の教授会等を主宰	
るとともに、それぞれに求め	し、法人のミッション、目標・戦略に従った学部等の目標の策定と実	
られる資質能力を示し、責任	行を統括する。	
を持って選任すべきである。	14 CWOID > 00	
あわせて、それぞれの職にお	 (役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・学長アドバイザー・顧問)	
ける具体的な達成目標を掲	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708	
げ、適切な評価と処遇を与え	(国立大学法人群馬大学役員等について)	
	() () () () () () () () () ()	

るべきである。

https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	3. 具体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与えている。	
	・副学長のうち役員である者については、具体的な達成目標として中	
	期目標・中期計画を掲げ、これらの進捗状況を毎年度評価し、適切に	
	処遇している。また、退任時には、在任中の業績評価結果について経	
	営協議会において審議し、その結果を退職手当に反映させている。	
	なお、役員の報酬及び退職手当の水準の考え方や妥当性等について	
	は、ホームページにて公表している。	
	・上記を除く副学長、学部長・研究科長については、教員業績評価にお	
	いて中期目標・中期計画に関連させて策定した組織目標を考慮した	
	個人目標を踏まえ、管理運営業務の実績・評価に基づき、勤勉手当(年	
	俸制適用者にあっては業績給)に反映している。	
	(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・学長アドバイザー・顧問)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708	
	(国立大学法人群馬大学の役員の報酬等及び職員の給与の水準)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2022/06/yakuinhousyutouR3-1.pdf	
補充原則 2 - 1 - 3 ③	1. 国立大学法人群馬大学内部統制規程に基づき、内部統制担当役員や	
法人の長は、ビジョン実現	内部統制推進責任者等の設置及びその役割を明示するなど、内部統	
のために自らが業務を総理	制システムの体制を整備し、運用している。また、内部統制の整備、	
し、所属する教職員を統督し	継続的な見直しを行うため、内部統制担当役員で構成される内部統	
得る内部統制システムやリス	制委員会を設置している。	
クの回避・低減、緊急時の迅	【内部統制システムの体制】	
速な情報伝達・意思決定など	・学長:法人の内部統制システムの整備及び運用に関し、内部統制役員	
を含むリスク管理体制を適切	を統括し、その最終責任を負う	
に運用するとともに、継続的	・内部統制担当役員(各理事):所掌する業務における内部統制システ	
にその見直しを図るべきであ	ムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する	
る。	・内部統制推進責任者(学部等の長): 各学部等における内部統制シス	
	テムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する	
	・内部統制副責任者(各事務部の長): 内部統制推進責任者の業務を補	
	佐する。	
	・職員:本学の理念、基本方針等の実現のため、自らの職務の位置付け	
	及びその重要性を認識するとともに、内部統制に積極的に参加する	
	その他、内部統制ついては、補充原則4-2①②に記載。	
	(国立大学法人群馬大学内部統制規程)	

 $u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021250.pdf$

https://www.gunma-

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	2. 危機管理体制は危機管理規則に基づき、危機管理室(危機対策本部)を設置している。また、自然災害、事件・事故、薬品管理、情報漏洩、情報インシデント、入試、病院、附属学校園における危機の未然防止、危機が発生した場合に速やかな対応ができるよう運用している。危機管理に関わるマニュアル等は3年ごと又は必要に応じて見直すこととしている。また、令和2年3月19日から「新型コロナウイルス感染症に関する危機対策本部」を設置している。(国立大学法人群馬大学危機管理規則)https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011130.pdf(国立大学法人群馬大学危機管理対応方針)https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011140.pdf(新型コロナウイルス感染症に関する危機対策本部の設置について)https://www.gunma-u.ac.jp/information/67923	
	学長は、ビジョン実現に向けた法人経営を行うにあたり、全学の教員 組織である学術研究院で大学教員を一元管理し、「大学教員の定数配分 に係る基本指針」(令和2年4月1日改正)に基づき、中・長期的な学 部等の全体計画、将来構想における位置づけ、緊急性等を役員会で審議 のうえ、学長が教員定数の配分を決定することにより、学長ビジョンに 基づき人的資源を活用する体制を構築している。 また、教育・研究・社会貢献等の機能を最大化するための戦略的な資 源配分に当たり、学長のリーダーシップの下で学長ビジョンや中期目 標・中期計画の実現に資する重点取組を策定し、学長裁量経費、ミッション実現戦略分や外部資金の間接経費等を配分している。 更に、令和4年3月に設置した「経営戦略本部」において、重点戦略 課題等への対応の検討及び戦略的な資源配分の検証のための情報収集 を行い、「戦略企画会議」において協議して進める体制を構築した。	
	(大学教員の定数配分に係る基本指針) http://niad.sakura.ne.jp/202106_kouhyou/19_gunma/T19/2-2-1-1-	

【原則2-2-1 法人経営 に係る重要方針の十分な検 討】 a.pdf

国立大学法人の役員会は、

役員会は原則、毎月第 1・第 3 水曜日に開催している。また、適時かつ迅速に対応するため、必要に応じて臨時で開催している。

その議事要旨を、ホームページに公表している。

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
国立大学法人の重要事項につ	(役員会の審議事項)	
いて十分な検討・討議を行う	役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。	
ことで、法人の長の意思決定	(1)中期目標についての意見 (国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112	
を支え、法人の適正な経営を	号。以下「法」という。) 第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣	
確保すべきである。	に対し述べる意見をいう。)に関する事項	
また、役員会は、国立大学	(2) 法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない	
法人法で定める事項について	事項	
適時かつ迅速な審議を行うと	(3)予算の作成及び執行並びに決算に関する事項	
ともに、議事録を公表しなけ	(4)大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事	
ればならない。	項	
	(5)内部統制に関する事項	
	(6)その他役員会が定める重要事項	
	(役員会議事要旨)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g30123/g126972	
【原則2-2-2 役員会に	補充原則 2-2-2①に記載のとおり	
よるガバナンス機能の最大限		
の発揮】		
役員会は、適時適切な開催、		
審議により、法人の長が国立		
大学法人法で定める事項に係		
る意思決定を迅速かつ的確に		
行うことができるようにする		
ことで、国立大学法人のガバ		
ナンス機能を最大限発揮させ		
るべきである。		
補充原則 2 - 2 - 2 ①	1. 役員会は学長の意思決定が迅速・的確に遂行されるよう運営してい	
役員会は、法人の長による	る。	
意思決定が迅速・的確に遂行	・原則、毎月第1・第3水曜日に開催している。また、適時かつ迅速に	
されるよう、法人の長が定め	対応するため臨時で開催することもある。	
る法人の運営・経営戦略や大		
学の教育研究の質の向上等の	2. 学長の意思決定に対する役員会の役割	
方向性を踏まえ、その実現に	・役員会は、法人の意思決定プロセスの透明性、役員間の適切な責任分	
向けた実行方策や責任等を明	担による一体的な運営、適正な意思決定を担保するため、重要な案件	
確にすることを支えるべきで	を審議し、学長の意思決定を支えている。	
ある。		
	(役員会議事要旨)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g30123/g126972	
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
【原則 2 - 3 - 1 法人の長	補充原則 2-3-1①~③に記載のとおり	
を補佐する理事、副学長等の		
役割】		
法人の長又は学長を補佐す		
る理事、副学長、学部長・研究		
科長、学長補佐等は、法人の		
長が策定したビジョンを踏ま		
え、その実現のために、法人		
の長又は学長の定めるところ		
により役割、権限、責任を分		
担しながら、ビジョンの実現		
に向けて法人の長を補佐すべ		
きである。		
補充原則 2 - 3 - 1 ①	理事は、役員会等に参加し学長の意思決定を支えている。また、各担	
理事は、法人の長の定める	当する業務においては中期目標・中期計画を踏まえた実施計画、実行、	
ところにより、法人の長を補	評価、見直しについて掌理し、学長の業務遂行を補佐している。	
佐して国立大学法人の業務を		
掌理することで、法人の長に	(国立大学法人群馬大学理事に関する申合せ)	
よる意思決定と業務遂行を支	https://www.gunma-	
えるべきである。	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023060.pdf	
	(学長の意思決定を支える会議等への参加・学内組織等の長としての 職務)	
	・役員会、執行役員会議、教育研究評議会、経営協議会、戦略企画会議	
	・大学教育・学生支援機構長 : 理事(教育・評価担当)	
	・研究・産学連携推進機構長 : 理事(研究・企画担当)	
	・重粒子線医学推進機構長 : 理事(研究・企画担当)	
	・未来先端研究機構長 : 理事(研究・企画担当)	
	・広報本部長:理事(総務・財務担当)	
	・ダイバーシティ推進委員会委員長:理事(学長特命(男女共同参画・	
	ダイバーシティ))	
	・医学部附属病院長 : 理事(病院担当)	
補充原則 2 - 3 - 1 ②	1. 各副学長は、教育・評価、研究・企画、総務・財務、IT・データサ	
副学長は、学長の定めると	イエンス、アドミッション、ダイバーシティ、国際を分担し、学長の	
ころにより、主として教学運	意思決定と業務遂行を支えている。	
営に係る校務を分掌するほ		
か、学長の命を受けて校務を	(1)副学長の役割分担	
つかさどることにより、大学	教育・評価(林 邦彦)、研究・企画(花屋 実)、総務・財務(小坂	
運営の円滑化と柔軟化を促進	慎治)、IT・データサイエンス(浅尾 高行)、アドミッション(板橋	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
し、法人の長の意思決定と業	英之)、ダイバーシティ(嶋田 淳子)、国際(田中 麻里)	
務遂行を支えるべきである。		
	(2) 学長の意思決定と業務遂行の支援	
	・役員会へ必要に応じて陪席	
	・教育研究評議会の委員(学長が指名した場合)、必要に応じて出席又	
	は陪席	
	・執行役員会議へ必要に応じて出席	
	・学内組織の長としての職務	
	大学教育・学生支援機構長(林 邦彦)、研究・産学連携推進機構	
	長(花屋 実)、アドミッションセンター長(板橋 英之)、ダイバー	
	シティ推進センター長(嶋田 淳子)、国際センター長(田中 麻里)	
補充原則 2 - 3 - 1 ③	学部長・研究科長等は、学長により執行役員にも指名され、学長が決	
学部長・研究科長等は、法	定した事項の実行を各学部等において担っている。また、執行部と各学	
人の長のビジョンを踏まえた	部等との調整機能を果たし、法人経営を支えている。	
上で、執行部と部局構成員の	・教育研究に関する重要事項を審議する「教育研究評議会」の委員とし	
意思疎通の要として、全学的	て意思決定過程に参画するとともに、各学部等の構成員に対し、会議	
な視点から適切に意見を述	の内容を共有している。	
べ、その権限に属する業務遂	・執行部と学部間で調整を必要とする事項の協議、教員選考を行う「執	
行に当たるなど、法人経営を	行役員会議」の委員として学長の意思決定過程に参画するとともに、	
支えるべきである。	各学部等の構成員に対し、会議の内容を共有している。	
【原則2-3-2 多様な人	外部の経験を有する人材を活用し、法人経営の強化を図る観点から、	
材の登用・確保】	6名の理事のうち2名(うち1名は女性)は、行政及び民間企業経験者	
国立大学法人は、性別や国	等を学外から登用し、理事の経歴及び選考理由を、本学ホームページで	
際性の観点でのダイバーシテ	公表している。	
ィを確保するとともに、積極	また、「群馬大学ダイバーシティ推進宣言」に基づき、教育研究の一	
的に産業界、他の教育研究機	層の活性化と個性化を実現するため、ダイバーシティ推進センターを	
関等外部の経験を有する人材	設置しており、前述の学外理事を学長特命(男女共同参画・ダイバーシ	
を登用し、その経験と知見を	ティ担当) 理事として配置し、ダイバーシティに関する業務を掌理させ	
法人経営に活用することで、	ることで、同業務を積極的に推進している。	
経営層の厚みを確保すべきで		
ある。	(国立大学法人群馬大学役員等について)	
the matter of the state of the	1 4 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900

求めているのかを明らかに 【理事就任以前の主な経歴】

氏名	担当・特命事項	就任以前の主な経歴	
林 邦彦	理事 (教育・評価担当)	学長特別補佐、副学長	
花屋 実	理事(研究・企画担当)	学長特別補佐、企画戦略	
		室長、副学長	
小坂 慎治	理事(総務・財務担当)	山口大学理事・副学長	

Λ₂°

その際、どのような観点か

ら外部の経験を有する人材を

し、その目的に合致する人材 の発掘及び登用を行い、その 状況を公表しなければならな

原則及び補充原則		実施内容		更新有無
	齋藤 繁	理事 (病院担当)	集中治療部長、患者支援	
			センター長、保険診療管	
			理センター長、副病院長	
	五十嵐 優子	理事(学長特命(男女	群馬県生活文化スポー	
		共同参画・ダイバーシ	ツ部長	
		ティ)・非常勤)		
	近藤 潤	理事(学長特命(産学	株式会社 SUBARU 取締	
		連携)・非常勤)	役会長	
	(バーシティ推進宣言) ima-u.ac.jp/outline/out0	03/g80877	
【原則 2 - 3 - 3 高度専門	<高度専門職の登	登用・配置状況>		

【原則2-3-3 高度専門職の登用・配置、事務等の職員の高度化】

法人の長は、原則2-3-1で示した法人の長を補佐する人材に加え、高度な専門職の各大学の実情に応じた登用・配置や、事務等の職員の高度化に向けた方策を講じ、ミッションを達成するための体制を構築すべきである。また、教職協働を通じた質の高い法人経営を実現すべきである。

- ・本学の研究力の高度化を進めるべく、外部研究資金の獲得支援や研究プロジェクトの企画・運営支援、学内研究シーズ・社会研究ニーズの調査・分析を行う者として、研究経験を有し該当分野の事情に精通した者を研究支援職員(URA)として登用し研究企画室に配置
- ・本学の知財の高度な活用に向け、特許管理等の事情に詳しい者を知 的財産コーディネータとして登用し、産学連携・知的財産活用センタ ーに配置
- ・障がい学生の修学支援のため、手話の技術に優れた者を登用し、学生 支援センター(障害学生支援室)に配置
- ・弁護士有資格者を特別職員として登用し、法務コンプライアンス室 に配置
- ・高等学校での教職経験があり、高大接続に精通した者及び入試制度 を検討するため、データ分析スキルを有する者をアドミッションコー ディネータとして登用し、アドミッションセンターに配置
- ・医学部附属病院における患者の安全を担保するため、警察 OB を防 犯担当の専門職として配置
- ・本学のミッションに応じ、特別教授及び特任教授を配置
- <事務等職員の高度化> 補充原則2-3-3①に記載のとおり。

<教職協働>

・「経営戦略本部」内に設置した「経営 IR 室」において、理事、教員及 び事務職員の協働により、学内の検討事項に対して客観的なデータ に基づき多角的な視点で議論及び分析し、戦略的施策を検討する体 制を構築している。また、大学院改革の構想を検討する「大学院改革 検討部会」及び大学のグローバル化に関する企画立案を行う「グロー

原則及び補充原則	実施内容			
	バル化部会」において、教員及び事務職員を配置し、多角的な観点か			
	ら業務を遂行している。			
	・令和4年度に学生受入センターをアドミッションセンターに改組し、			
	入学者選抜の改善に係る調査や学生募集に係る広報の推進に加え、			
	入学者選抜方法の企画及び立案、高大連携活動等にさらに力を入れ			
	るために、アドミッションコーディネータを新たに 2 名(入試方法			
	開発・分析担当及び高大連携担当)配置し、入試担当教員と協働して			
	業務を行う体制を構築している。			
補充原則 2 - 3 - 3 ①	毎年度、大学職員としての専門的な知識及び技能を身に付けるため、			
国立大学法人は、教職協働	研修計画に基づいて、語学力の向上を目的とする「英語研修」、各分野			
の実現に向け事務等の職員の	に関する専門的なスキルを身に付けることを目的とする「経営戦略セ			
高度化を図るための各種方	ミナー」「広報セミナー」等の各種スキルアップ研修を実施している。			
策、例えば、企画提案力、語学	幅広い視野を持った人材を育成するため、国立大学協会や群馬工業			
力等の向上を図るSD(スタ	高等専門学校等の大学関連機関や、民間企業である群馬銀行への出向			
ッフ・ディベロップメント)	を行っている。なお、経営戦略セミナーについては、教職協働の理念の			
の充実、国内外の他大学、大	もと、戦略的な大学経営を担う教職員のキャリア形成の多様化や知識			
学団体、行政機関、企業等の	の高度化を図ることを目的として開催している。また、広報セミナーに			
他機関での勤務経験を通じた	ついては、広報を通じた教職恊働のための啓発活動として実施してい			
幅広い視野の育成や、社会人	る。			
学生として大学院等における	これらの研修や出向を通じた人材育成に努めているが、教職協働の			
専門性の向上等を講ずるとと	実現に向けた事務職員の高度化を図るための育成体制の整備をさらに			
もに、教員と共にビジョンの	進められるよう、事務協議会において、出向及び派遣研修等の基本的な			
実現に貢献する人材としての	考え方の整理を行った。			
権限や経験の機会を与えるべ				
きである。				

基本原則3

基本原則3.経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議及び監事の責務と体制整備

国立大学法人は、自主的・自律的・戦略的な経営を可能とするため、経営協議会、教育研究評議会における審議を充実させるとともに、学長選考・監察会議における法人の長の選考及び厳格な評価の実施、監事による監査業務の遂行等を通じ、各組織の責務の明確化、体制の整備・強化等の適切な法人経営を支える体制を工夫すべきである。

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
【原則3-1-1 経営協議	補充原則 $3-1-1①、②に記載のとおり$	
会における審議の充実】		
経営協議会は、国立大学法		
人の業務の成果を最大化でき		
る経営を実現するため、多様		
な関係者の幅広い意見を聴		
き、その知見を積極的に法人		

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
経営に反映させるための会議		
体である。このため、その役		
割を踏まえ明確な方針に基づ		
いた委員の選任を行うととも		
に、学外委員がその役割を十		
分に果たせるよう、適切な議		
題の設定をはじめ、審議を活		
性化させるため運営方法を工		
夫すべきである。		
【補充原則3-1-1① 経	経営協議会の学外委員については、国立大学法人群馬大学経営協議	

【補充原則3-1-1① 経 営協議会の外部委員に係る選 考方針及び外部委員が役割を 果たすための運営方法の工 夫】

国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確に、学外委員の選考方針を明確は、その選考方針と当該委員が設定が役割を十分に果たすための議題のといるとび運営方法の工夫についるといるをでいる。をでいる。をでいる。をでいるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。

経営協議会の学外委員については、国立大学法人群馬大学経営協議会規則に選考の基本的方針を明記して選任するとともに、選任理由をホームページで公表している。

(国立大学法人群馬大学経営協議会規則)

https://www.gunma-

u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011060.pdf

1. 選任の基本的方針 (経営協議会規則第3条第1項第4号)

経営協議会の学外委員は、国立大学法人群馬大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから選任する。なお、選任にあたっては国立大学法人群馬大学教育研究評議会の意見を聴くものとする。

(国立大学法人群馬大学役員等について)※【経営協議会委員の選任理由】参照

https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900

1. 選任理由

大学に関し広くかつ高い見識を有し、大学の運営や所活動全般について、経営面を中心として社会観点から様々なご意見をいただけるよう、各界の有識者からこれまでの経歴、実績などを考慮の上選任した。

2. 選任状況

学外委員として、自治体、マスコミ、金融、産業団体、企業、私立大 学の幅広い分野から多様な人材が参画している。

経営協議会の運営にあたっては、学外委員が役割を十分に果たせるよう以下のような工夫を行うとともに、経営協議会における意見への対応についてもその状況をホームページで公表している。

・産業界、地方公共団体、マスコミ等から選考した外部委員から専門的 な見識を踏まえた適切な意見をいただけるよう、個別具体的なテー マを設定のうえ、意見交換の場を設けている。具体的には、地域の課 題である教育改革、就職問題、産学官連携などの議題を多方面に渡る

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	専門的な観点から意見交換を行っている。 ・学外委員の出席の機会を確保するために、年度初めに当該年度中の開催日程を提示している。 ・会議の開催にあたっては、対面、オンライン、ハイブリッド方式など開催方法の多様化を図っている。 ・必要に応じて書面審議を行うなど、適時適切に意思決定を行えるよう努めている。 ・会議開催の1週間前までに資料を送付し、事前に資料を確認いただくことで、会議当日に各委員の持つ専門的知見を活かした意見をいただけるよう努めている。 (経営協議会議事要旨) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/out008_002/g111661 (経営協議会における意見への対応について(第Ⅲ期)) https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/06/7eb8de8c65b44a43c506175448059307.pdf 平成30年度から会和3年度までの間に外部委員から客共られた意見	
補充原則3-1-1② 国立大学法人は、学外委員に対し、的確な判断が可能となるよう、自大学の強み(教育・研究等)についての情報はもとより、課題についても提示することなどを通じ、十分な現状理解が得られるよう努めるべきである。	平成30年度から令和3年度までの間に外部委員から寄せられた意見とそれを踏まえて本学が法人運営に活用(取組)した結果を示したもの。 経営協議会の議題において、大学の取組等の状況・情報を報告するとともに、会議外においても、本学の取組等に対する理解を深めていただくため、大学概要や広報誌、IDE(現在の高等教育)の送付及び大学のニュースを随時メールで送付する等により、的確な判断が可能となるような情報提供に努めている。 また、経営協議会における意見及び対応状況について一覧化し公表することで、課題も含めた大学の諸活動の現状理解が進むようにしている。 さらに、令和3年度からは、活発な議論を行えるよう、審議事項と報告事項とは別に、本学の課題への対応の意見交換をする場を設けるなど、運営方法を見直しした。	
	(意見交換テーマ) ・群馬大学の DX 教育に向けて(R3.9) (提供資料)教養教育科目「データサイエンス」の概要 情報学部の概要	

(提供資料) 大学院改革に関するビジョン

・大学院改革について (R3.12)

ICT コンソーシアムの概要

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	群馬経済同友会との意見交換会の概要	
	・キャリアサポート室の設置と産学連携について(R4.3)	
	(提供資料)キャリアサポート室の体制と事業内容	
	学部卒業生の出身及び就職状況	
	インターンシップ実施報告書	
	・アドミッションセンター及びキャリアサポート室(R4.6)	
	(提供資料) アドミッションセンターの体制と事業内容	
【原則3-2-1 教育研究	教育研究評議会は、学長が議長となり、以下の者を構成員とし、教育	
評議会における審議の充実】	研究を直接担当する者の意見を教学運営に反映させ、大学運営のうち	
教育研究評議会は、国立大	教育研究の重要事項を審議することで学長の意思決定を支援してい	
学法人が設置する国立大学に	る。国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則の第2条で審議事項を	
おける教育研究の質の向上を	教育研究に関する全学的な重要事項に限定することにより、他の会議	
回》 国土上兴办松本 开东	1. の処理[八打・四方に] マンフ マのマトマ人単毛ロ人トの安学の手	

社会貢献の機能を最大限発揮 できる教学運営を実現するた め、国立大学法人の経営方針 を踏まえ、その設置する国立 大学における教育研究を直接 担当する者の意見を教学運営 に反映させ、法人の長の意思 決定に資する審議を行うため の会議体であり、その責務を 十全に果たせるよう、他の会 議体との役割分担を明確に

し、会議運営上の工夫をすべ

きである。

図り、国立大学の教育・研究・│との役割分担を明確にしている。このことで全学委員会との審議の重 複を避け会議運営の効率化を図り、各学部等に対し指導性が発揮でき るよう工夫している。

(国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則)

https://www.gunma-

u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011070.pdf

- 1. 構成員
- ・学長、学長が指名する理事、学長が指名する副学長、学部長・研究科 長・学府長(5人)、生体調節研究所長、総合情報メディアセンター 長、事務局長、学部・研究科・学府から推薦された教授で、学長が指 名したもの(5人)。
- 2. 審議事項
- (1) 中期目標についての意見に関する事項(経営に関する事項を除 (。)
- (2) 中期計画に関する事項(経営に関する事項を除く。)
- (3) 学則(経営に関する部分を除く。) その他の教育研究に係る重要 な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の 援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針 及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事 項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

更新有無 原則及び補充原則 実施内容 【原則3-3-1 国立大学 補充原則 3-3-1①、②に記載のとおり 法人のミッションを踏まえた 明確な理念に基づく責任ある 法人の長の選考等】 学長選考・監察会議は、国 立大学法人法等に則り、経営 協議会の学外委員と教育研究 評議会の評議員から同数を選 出し構成され、法人の長の選 考や解任、大学総括理事の設 置の要否の検討、法人の長の 業績評価等を担う会議体であ る。このため、学長選考・監察 会議は、自らの権限と責任に 基づき、法人の長に求められ る人物像(資質・能力等)に関 する基準を明らかにするとと もに、広く学内外から法人の 長となるに相応しい者を求 め、主体的に選考を行うべき である。 学長(候補者)に係る選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由等 【補充原則3-3-1① 法

人の長の選考基準、選考結果、 選考過程及び選考理由

学長選考・監察会議は、法 人の長の選考に当たって、国 立大学法人のミッションや特 性を踏まえた法人の長に必要 とされる資質・能力に関する 基準を定め、当該基準を踏ま え、国立大学法人法等の規定 に則り、意向投票によること なく、自らの権限と責任にお いて慎重かつ必要な議論を尽 くし、適正に選考を行い、基 準、選考結果、選考過程及び 選考理由を公表しなければな らない。

はホームページで公表している。

- 1. 公表場所 ホームページ、本部管理棟及び各学部棟の掲示板、報道発表
- 2. 公表内容
- 選考基準

(国立大学法人群馬大学の望ましい学長像について)

https://www.gunma-u.ac.jp/wp-

content/uploads/2020/06/092e0dc7b4d3b4e1b343a19519f67cfe.pdf 本学の基本理念を踏まえ、次の資質と能力を具えている者であるこ とが望まれる。

- (1)人格が高潔で学識が優れ、学内外からの信頼を得て大学における 教育研究活動を適切かつ効果的に運営し,戦略的に大学経営基盤を 強化できる能力を持つ者であること。
- (2)中期目標を確実に達成するため、大学の現状を把握し課題を抽出 したうえで、教育、研究、社会貢献等の諸活動について社会の現状 と未来を見据えた明確なビジョンを示し、強いリーダーシップに よって実践に至らしめる者であること。

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	(3)地域活性化の中核的拠点として地域とともに大学を発展させ, あ	
	わせてグローバル化を推進することにより,世界の最先端を目指す	
	存在感のある大学づくりに真摯に取り組む者であること。	
	(4)社会との信頼関係を築くため, 優れたコミュニケーション能力に	
	よって国内外に広くネットワークを形成し,積極的に情報発信す	
	る者であること。	
	・選考結果、選考過程、選考理由	
	(学長選考・監察会議)【2020 年度学長選考会議】を参照	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772	
	(学長候補者の公示)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2020/11/ed8f87b485c3fa1ac6feb05580ba9f35.pdf	
	3. その他公表内容	
	・委員名簿	
	・選考実施計画概要	
	・学長適任者	
	・意向聴取を実施する場合は、意向聴取に関すること及び意向聴取結	
	果	
	(学長選考・監察会議)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772	
	(国立大学法人群馬大学学長選考規程)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf	
	(国立大学法人群馬大学学長選考実施細則)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf	
【新設】補充原則 3 - 3 - 1	補充原則 3 - 3 - 1 ①に記載のとおり。	
2		
法人の長の選考過程、選考理		
由について、人事にかかわる		
審議であることを考慮しつつ		
も、学内外のステークホルダ		
ーに対する説明責任を果たし		
信頼性・透明性を確保する観		
点から、できるかぎり具体的		
な内容の公表に努めるべきで		
ある。		

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
【補充原則3-3-1③ 法	学長選考・監察会議は、学長の任期を、学長が適切にリーダーシップ	
人の長の再任の可否及び再任	を発揮し責任をもって大学運営行える適当な期間として4年と定めて	
を可能とする場合の上限設定	いる。さらに、継続的な経営・運営体制を構築するため、学長の再任審	
の有無】	査を行い、再任を可とした場合は任期を 2 年とし、連続する任期の上	
学長選考・監察会議は、国	限を6年と定め、中期計画期間と同様の6年間とすることで安定的に	
立大学法人法に基づき法人の	リーダーシップを発揮できるようにしている。	
長の任期を審議するに当たっ	また、法人の長の再任があった場合も再任理由をホームページで公	
ては、国立大学法人のミッシ	表している。	
ョンを実現するために法人の		
長が安定的にリーダーシップ	・再任理由	
を発揮することができるよう	(学長選考・監察会議)【2018 年度学長選考会議】を参照	
適切な期間を検討すべきであ	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772	
る。あわせて、国立大学法人	(次期学長候補者の決定について (公示))	
における継続的な経営・運営	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
体制の構築のため、法人の長	content/uploads/2018/12/20181207_kouji.pdf	
の再任の可否や再任を可能と		
する場合の上限設定の有無に	(国立大学法人群馬大学学長選考規程)	
ついても適切に検討し、その	https://www.gunma-	
理由とともに公表しなければ	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf	
ならない。	(国立大学法人群馬大学学長選考実施細則)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf	
	(国立大学法人群馬大学学長任期規程)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023040.pdf	
	(再選考の場合の学長の任期について)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023045.pdf	
【原則3-3-2 法人の長	学長選考・監察会議は、学長の解任手続きを整備し、ホームページで	
の解任のための手続の整備】	公表している。	
学長選考・監察会議は、法		
人の長の選考を行うととも	(国立大学法人群馬大学学長解任規程)	
に、法人の長の職務の遂行が	https://www.gunma-	
適当ではなく引き続き職務を	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023030.pdf	
行わせるべきではないと認め		
る場合等においては、任期の		
途中であっても法人の長の解		
任を文部科学大臣に申し出る		
役割も有する。このため、学		

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
長選考・監察会議は、予め法		
人の長の解任を申し出るため		
の手続について整備し、公表		
しなければならない。		
【原則3-3-3 法人の長	補充原則 3-3-3①、②に記載のとおり	
の業務執行に関する厳格な評		
価】		
学長選考・監察会議は、同		
会議に法人の長の職務執行の		
状況報告を求める権限を付与		
した法の趣旨を踏まえ、法人		
の長の選任の後も、法人の長		
の業務が適切に執行されてい		
るか厳格な評価を行うべきで		
ある。これにより、法人の長		
の選考の適正性を担保すると		
ともに、その業務執行能力が		
著しく劣ると認める場合には		
解任の申出を検討するなど、		
学長選考・監察会議による法		
人の長の選考を一過性のもの		
にすることなく、法人の長か		
ら独立性をもって、組織とし		
て、組織としてその結果に責		
任を持つべきである。		
補充原則 3 - 3 - 3 ①	「国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則」第2条第1項項	
学長選考・監察会議は、法	第3号に規定する、学長の業務執行の状況については、学長ヒアリング	
人の長の業務執行状況の厳格	並びに自己点検評価や監事監査等を活用することにより、学長就任後	
な評価に資するため、例えば	2年度目以降毎年、業績評価を実施している。	
毎年度、その業務の執行状況	学長選考・監察会議は、学長の職務執行に対する当該会議における牽	
を把握するなど、恒常的な確	制機能を強化するため、監事から学長の不正行為や法令違反等の報告	
認を行うべきである。	を受けたとき、又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認める	
	ときは、学長に職務執行状況に報告を求めることができる。そして必要	
	があれば、学長の解任審査を行うこととしている。	
	(国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011050.pdf	
	쓰다면서 따라스스로, 그 쓰다시아아스 트랜드 HRR WE WE	
【補充原則3-3-3② 法	学長選考・監察会議において、学長就任後2年度目以降、学長の業務	

人の長の業務執行状況に係る 位別途中の評価的以] 学長選考・監察会議法、法 人人氏の業務執行状況について、その任期の途中における 書館(中間評価)を何すた。また、この評価結果はホームページに掲載している。 、学長選考・監察会議のでは、その 結果を本人に提示し、今後の 法人経営に向けた助言等を行っている。また、この評価結果となった。 に学しませんにでいる。 は大経営に向けた助言等を行うとともに、、当該評価結果を 公表しなければならない。 「新説【原則3-3-4 学 長選考・監察会議の受員の選 任方法等の公表】 学長選考・監察会議ので表し選 任方法等の公表】 学長選考・監察会議のできせる において選出された者】 国立大学法、財馬大学学長選考・監察会議規則第3条第1号の規定 に基づき、国方大学法人群馬大学是大会とは、 はならない。 「報送しまいて選出された者】 の選号等を行うため、学長選 に掲げる者(経性協議会の学外委員)の中から、経営協議会において、会議により4名を選出している。 選出とある。経営協議会及び教 有研禁評議会における学長選 著、監察会議の委員の選任方法と選任時由を公表しなけれ ばならない。 「教育研究評議会における者と選出している。 選出とある。「発展者の審査の公正性や多様なステークホル その参画に起慮しつつ、大学に関し特に優れた選見を有するものを 選出している。 第一部会議の委員の選任方法と選任時はきれた者】 国立大学法人群馬大学や長選考・監察会議規則第3条第2号の規定 に基づき、国立生学法人群馬大学を長選考・監察会議規則第3条第2号の規定 に基づき、国立生学法人群馬大学を自然実評議会規則第3条第2号の規定 に基づき、国立生学法人群馬大学を自然手に対するを選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教 自・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教 自・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員かる1名を選出している。 選出にあたっては、学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任期出は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議で委員の選任方法と選任期出は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議で要員の選任方法と選任期出は、ホームページで公表していない。 「保護者・監察会議」「学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任期出は、ホームページで公表していない。	原則及び補充原則	実施内容	更新有無
学長選考・監察会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における 新価(中間評価)を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない 「新設[原則3-3-4 学長選考・監察会議の乗日の選任方法等の公表] 学長選考・監察会議の中立性、公理性を担保したりのような人民で、大学のようなとした。大学のような人民で、大学のような人の長の選手等を行うため、学長選考・監察会議の中立性、大学のような人民で、大学と大学の大学学長選考・監察会議見則第3条第1項第4号におよる「会議」といいる。 選出におたっては、学長選考の審査の公正性を参様なステークホルダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた談見を有するものを選出している。 選出といた。 「教育研究評議会において、台議により4名を選出している。 選出ともたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学学が人群の方の理解等3条第2号の助定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の助定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の助定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会において、台議により4名を選出している。 選告協議会と教育研究評議会において、台議により4名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議で学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。	人の長の業務執行状況に係る	執行状況に関する任期途中における評価 (中間評価) を毎年実施し、今	
人の長の業務執行状況について、その任期の途中における 評価で作問評価と合でい、その 結果を本人に提示し、今後の 法人経常に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を 公表しなければならない。 【訴責】【原則3-3-4 学 長選考・監察会議の委員の選 任方法等の公表】 学長選考・監察会議の中立性・ 公正性を担保するとともに、 大学のミッションやビジョン を適切に実現できる法人の長の の選考等を行うため、学長選 考・需察会議がどのような人 村で構成されるべきかという 観点から、経営協議会のど外を長力の中から、経営協議会においてに、 対学の表別のできること人 のでは、学長選考・監察会議がどのような人 村で構成されるべきかという 観点から、経営協議会のが大きた人 対の情報できる法人の長の の選考等を行うため、学長選 考・需察会議がどのような人 村で構成されるべきかという 観点から、経営協議会のが対 育研究評議会において適出された者】 国立大学法人群馬大学学経世協業会の単独なステークホル グーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた議員を有するものを 選出している。 選出にあたっては、学長選考・監察会議規則第3条第2号の 規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の 通生している。 選出にあたっては、学長選考・監察会議規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の規定に基づき、同立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の規定に基づき、同立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の規定に基づき、同立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見なより広く聴くため、医学・医療系分野、費二子系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理申は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議を員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【版則3-3-5経営力を発	任期途中の評価結果】	後の法人経営に向けた助言等を行っている。また、この評価結果はホー	
て、その任期の途中における 評価 (中間評価)を行い、その 結果を本人に提示し、今後の 法人経済に向けた助言等を行 うとともに、当該評価結果を 次表しなければならない。 【「「「「「「「「「」」」」」 「「「「」」」」 「「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「「」」」 「「」」」 「「「」」」 「「」」 「「」 「「」」 「「 「「	学長選考・監察会議は、法	ムページに掲載している。	
## (中間評価)を行い、その 結果を本人に提示し、今後の 法人経営に向けた助言等を行 うとともに、当該評価結果を 公表しなければならない。 【新設】原則3-3-4 学 爰選考・監察会議の委員の選 任方法等の公表】 学長選考・監察会議の中立性・ 公正性を扣保するとともに、 大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長 の選考等を行うなか、学長選 考・監察会議がどのような人 材で構成されるべきかという 規則のある。経営協議会ので外委員)の中から、経営協議会において、 合議により4名を選出している。 漫出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホル 規則から、経営協議会の表しの表しつつ、大学に関し特に優れた識見を行するものを 選出している。 第一部の表しなりれ ばならない。 【教育研究評議会において選出された者】 日立大学法人群馬大学経営協議会規則第3条第1項第4号 に掲げる者(経営協議会の学外委員)の中から、経営協議会において、 合議により4名を選出している。 選出にしている。 第一部の表しなりれ ばならない。 【教育研究評議会において選出された者】 日立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第3条第2号の規定 に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の中から、教育研究評議会において選出された者】 日立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第3条第2号の の中から、教育研究評議会において選出された者】 日立大学法人群馬大学を教育研究評議会規則第3条第2号か ら第9号までに掲げる者(学長が指名する理事文に翻定手、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。 選出にあたっては、学長選考の著毛の公正性に配慮しつつ、学内の各 分野の意見をより広く聴くため、医学・医療会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議、学長渡考・監察会議委員名湾」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発	人の長の業務執行状況につい		
諸果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を 次表しなければあらない。 【新設】【原則3-3-4 学 長選考・監察会議の委員の選 任方法等の公表】 学長選考・監察会議の中立性・ 公正性を担保するとともに、 大学のミッションやビジョン を適切に実現できる法人の長 の選者等を行うため、学長選 考・監察会議がどのような人 材で構成されるべきかという 観点から、経営協議会と数が高とのでは、学長選考の審査の公正性や多様なステークホル ダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを 選出している。 選出している。 「教育保護議会及び教 育研究評議会における学長選 考・監察会議の委員の選任方法や選作理由を公表しなけれ ばならない。 【教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学教育研究評議会において、 会話はより4名を選出している。 選出している。 選出している。 選出している。 適出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホル ダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを 選出している。 選出している。 、「教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号か ら第9号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長) の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各 分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発	て、その任期の途中における	(学長選考・監察会議)「学長の業務執行状況の確認について」	
 法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。 「新設】【原則3-3-4 学長選考・監察会議は、中立性・公平性を担保し法人の長から独立性を選出された成会議と、中変性を加えず、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることができることとしている。学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選手等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会において選出している。 選出している。 選出しためたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホルダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを選出している。 選出している。 選出している。 選出している。 「教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。 【教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の中から、教育研究評議会において適出された者】 国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の申から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。 選出にあたっては、学長選考・監察会議規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学表育を含在の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。 	評価 (中間評価) を行い、その	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772	
文表しなければならない。 【新設】【原則3 - 3 - 4 学 長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表】 学長選考・監察会議のの重性・ ないた理性の公表】 学長選考・監察会議の中立性・ ない世生担保するとともに、大学のミッションやで当コンを適切に実現できる法人の長。 の選考等を行うため、学長選考・監察会議が出り、できることとしている。 という。 の選考等を行うため、学長選考・監察会議が出り、できることとしている。 という。 の選考等を行うため、学長選考・監察会議が出り、できることとしている。 という。 の選考等を行うため、学長選考・監察会議が出り、できることとしている。 という。 の選書等を行うため、学長選考・監察会議が出り、ないの表別により、4名を選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホルを一つの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた適見を有するものを一定出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホルを一つの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた適見を有するものを一定出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホルを一つの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた適見を有するものを一定出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホルを一つの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた適見を有するものを一定出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発	結果を本人に提示し、今後の		
 公表しなければならない。 【新設】【原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選 位方法等の公表】 学長選考・監察会議の申立性・ 公正性を担保するとともに、、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長 の選考等を行うため、学長選 考・監察会議のような人 材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及が教育研究訓議会における学長選 者・監察会議が必ような人 材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及が教育研究訓議会における学長選 者・監察会議の委員の選任方法や選任団由を公表しなければならない。 【教育研究評議会における学長で選考・監察会議規則第3条第1項第4号に掲げる者(経営協議会の学外委員)の中から、経営協議会において、合議により4名を選出している。選出にあたっては、学長選考の審告の公正性や多様なステークホルグーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを選出している。 【教育研究評議会における書といて、選出された者】 国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第3条第2号から第9号まで掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。選出にあたっては、学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。選出にあたっては、プ長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発 	法人経営に向けた助言等を行		
(新設)【原則3-3-4 学 長選考・監察会議の乗員の選 任方法等の公表] で長選考・監察会議の乗員の選 任方法等の公表] で長選考・監察会議の申立性・ なもった組織とするため、委員に学長を加えず、理事は教育研究評議会 において選出された場合に委員となることができることとしている。 学長選考・監察会議の中立性・ 公正性を担保するとともに、大学のミッションやぎジョンと で適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選 オ・監察会議がどのような人 特で構成されるべきかという 観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選 考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。 【教育研究評議会における学長選 考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。 【教育研究評議会における学長選 選・監察会議の委員の選任方法へに掲げる者(経営協議会ので教育)の中から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選 選出している。 選出している。 【教育研究評議会における学長選 選・監察会議規則第3条第2号から、第9号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。	うとともに、当該評価結果を		
長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表】 学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がとのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会がといる。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホルダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを選出している。 「教育研究評議会における学長選選・監察会議規則第3条第2号から第9号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号から第9号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。選出にあたっては、学長選考・監察会議規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号から第9号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 《学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発	公表しなければならない。		
作方法等の公表】 学長選考・監察会議の申立性・ 公正性を担保するとともに、 大学のミッションやビジョン を適切に実現できる法人の長 の選考等を行うため、学長選 考・監察会議がどのような人 材で構成されるべきかという 観点から、経営協議会及び教 育研究評議会において選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホル ダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを 選出している。 選出している。 選出している。 選出している。 選出している。 選出している。 選出している。 選出している。 選出している。 選出している。 選出している。 選出している。 選出している。 の参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを 選出している。 実施変を議の委員の選任方 法や選任理由を公表しなけれ ばならない。 【教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第3条第2号の規定 に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号から第9号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長) の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各 分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野・理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 《学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発	【新設】【原則3-3-4 学	学長選考・監察会議は、中立性・公平性を担保し法人の長から独立性	
学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。 【教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。 【教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。 【教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学學長選考・監察会議規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学學長選考・監察会議規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学學長選考・監察会議規則第3条第2号から第9号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、会議により4名を選出している。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発	長選考・監察会議の委員の選	をもった組織とするため、委員に学長を加えず、理事は教育研究評議会	
公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。 【教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学経営協議会規則第3条第1項第4号に掲げる者(経営協議会の学外委員)の中から、経営協議会において、合議により4名を選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホルダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを選出している。 【教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第3条第2号から第9号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発	任方法等の公表】	において選出された場合に委員となることができることとしている。	
大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。 【教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学を関連するものを選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホルダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホルダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを選出している。 選出にあたっては、学長選考・監察会議規則第3条第2号から第9号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 《学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発	学長選考・監察会議の中立性・		
を適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホル がある。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホル が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	公正性を担保するとともに、	【経営協議会において選出された者】	
の選考等を行うため、学長選 考・監察会議がどのような人 材で構成されるべきかという 観点から、経営協議会及び教 育研究評議会における学長選 考・監察会議の委員の選任方 法や選任理由を公表しなけれ ばならない。 【教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第 3 条第 2 号の規定 に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第 3 条第 2 号の規定 に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第 3 条第 2 号から第 9 号までに掲げる者 (学長が指名する理事又は副学長、各学部長) の中から、教育研究評議会において、合議により 4 名を選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各 1 名、上記 3 名を除く評議員から 1 名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則 3 - 3 - 5 経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。	大学のミッションやビジョン	国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第3条第1号の規定	
考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考を監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。 【教育研究評議会における学長選 国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学を表す。 2 学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により 4 名を選出している。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、大学の各別第 3 条第 2 号の規定を基づき、第 3 全部を対している。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつの、大学に表別第 3 条第 2 号の規定を表別第 3 条第 2 号の規定を表別を表別第 3 条第 2 号の規定を表別第 3 条第 2 号ののと表別第 3 条第 2 号ののと表別第 3 条第 2 号のと表別第 3 条第 2 号のと表別第 3 条第 2 号ののと表別第 3 条第 2 号の表別第 3 条第 2 号ののと表別第 3 条第 2 号ののと表別第 3 条第 3 2 号のを表別第 3 2 号のを表別第 3 2 号のを表別第 3 2 号のと表別第 3 2 号のを表別第 3 2 号のと表別第 3 2 号のを表別第 3 2 号のと表別第 3 2 号のと表別第 3 2 2 号のを表別第 3 2 2 号のを表別第 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	を適切に実現できる法人の長	に基づき、国立大学法人群馬大学経営協議会規則第3条第1項第4号	
選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホル ダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを 選出している。 選出している。 選出している。 選出している。	の選考等を行うため、学長選	に掲げる者(経営協議会の学外委員)の中から、経営協議会において、	
観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選者・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。 【教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第3条第2号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号から第9号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発	考・監察会議がどのような人	合議により4名を選出している。	
育研究評議会における学長選 考・監察会議の委員の選任方 法や選任理由を公表しなければならない。 【教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第 3 条第 2 号から第 9 号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により 4 名を選出している。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各 1 名、上記 3 名を除く評議員から 1 名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則 3 - 3 - 5 経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。	材で構成されるべきかという	選出にあたっては、学長選考の審査の公正性や多様なステークホル	
考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。 【教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第 3 条第 2 号から第 9 号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により 4 名を選出している。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各 1 名、上記 3 名を除く評議員から 1 名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則 3 - 3 - 5 経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。	観点から、経営協議会及び教	ダーの参画に配慮しつつ、大学に関し特に優れた識見を有するものを	
【教育研究評議会において選出された者】 国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第 3 条第 2 号から第 9 号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により 4 名を選出している。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各 1 名、上記 3 名を除く評議員から 1 名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則 3 - 3 - 5 経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。	育研究評議会における学長選	選出している。	
国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議規則第 3 条第 2 号の規定に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第 3 条第 2 号から第 9 号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により 4 名を選出している。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各 1 名、上記 3 名を除く評議員から 1 名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則 3 - 3 - 5 経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。			
に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号から第9号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発	法や選任理由を公表しなけれ	【教育研究評議会において選出された者】	
ら第9号までに掲げる者(学長が指名する理事又は副学長、各学部長)の中から、教育研究評議会において、合議により4名を選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。	ばならない。		
の中から、教育研究評議会において、合議により 4 名を選出している。 選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各 1 名、上記 3 名を除く評議員から 1 名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則 3 - 3 - 5 経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。		に基づき、国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則第3条第2号か	
選出にあたっては、学長選考の審査の公正性に配慮しつつ、学内の各分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。			
分野の意見をより広く聴くため、医学・医療系分野、理工学系分野、教育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。			
育・情報学系分野より各1名、上記3名を除く評議員から1名を選出している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。			
している。 経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。			
経営協議会と教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の 選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。			
 選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。 		している。	
 選任方法と選任理由は、ホームページで公表している。 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。 		₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	
(学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿」) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772 【原則3-3-5経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。			
【原則3-3-5経営力を発https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772【原則3-3-5経営力を発国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。		悪仕万法と悪仕埋田は、ホームペーシで公表している。 	
【原則3-3-5経営力を発https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772【原則3-3-5経営力を発国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。		 (学長選考・監察会議「学長選考・監察会議委員名簿)	
【原則3-3-5経営力を発 国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。			
	【原則3-3-5経営力を発	1 0 11	
11 2 C 0 11 44 3 DCH1	揮できる体制の検討】		

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
学長選考・監察会議は、国	X,MBT TT	₩
立大学法人に大学総括理事を		
置き、法人内において経営と		
教学を分離するかどうかにつ		
いて決定する権限を有する。		
学長選考・監察会議は、各法		
人が最も経営力を発揮できる		
体制の在り方を十分に検討す		
るとともに、大学総括理事を		
置くこととする場合には、そ		
の検討結果に至った理由を公		
表しなければならない。		
【原則3-4-1 監事が十		
分かつ適切に監査業務を遂行	常勤監事1名、非常勤監事1名の2名体制とし、国立大学法人群馬大	
できるようにするための体制	学監事監査規則において、①役員及び職員に対する事業報告要求や業	
確保】	務及び財産調査の権限付与や②役員及び職員に対する監事が行う監査	
国立大学法人は、監事が十	への協力義務、③監事監査の補助を監査室職員に補助させることがで	
分かつ適切に監査業務を遂行	きること、④文部科学大臣へ直接意見を提出できること、⑤重要文書の	
し、より効果的・明示的に牽	監事への回付義務等を定め、十分かつ適切に監査業務を遂行しかつ、よ	
制機能を果たすことができる	り効果的・明示的に牽制機能を果たすことができる体制としている。	
ようにするための体制を整備	監事の監査業務をサポートする体制として、事務局及び各学部から	
すべきである。	独立した組織として監査室を設け、専任職員を配置し、監事監査等の補	
	助を行っている。	
	(国立大学法人群馬大学監事監査規則)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011160.pdf	
補充原則 3 - 4 - 1 ①	国立大学法人群馬大学内部統制規程において、内部統制の独立的評	

監事の役割は、国立大学法 人のガバナンスの一翼を担う ものであり、内部統制の在り 方等についても監査対象とす ることから、国立大学法人は、 監事が適切に監査を行い、そ の職責を果たすことができる ようにするため、監事の学長 に対する第三者性・中立性を 確保するとともに監事の公正 かつ厳正な監査業務を補佐す

価として監事による監事監査を規定している。また、国立大学法人監事 監査規則において、文部科学大臣へ直接意見を提出できることを規定 している。さらには、国立大学法人群馬大学公益通報者保護等規程にお いて、学長が被通報者の場合は、学長へは報告せず、監事へ報告し学長 に代わって監事が対応することを規定して、学長に対する第三者性・中 立性を確保している。

監事の独立性をサポートする体制として、事務局及び各学部から独 立した組織として監査室を設け、専任職員(室長1名、専門職員1名) を配置し、監事監査等の補助を行っている。

(国立大学法人群馬大学内部統制規程)

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
る体制を整備すべきである。	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021250.pdf	
	(国立大学法人群馬大学監事監査規則)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011160.pdf	
	(国立大学法人群馬大学公益通報者保護等規程)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2022/04/792f69e56a55477d48ca44ea7c142d35.pdf	
【原則3-4-2 監事候補	補充原則 3 - 4 - 2①、②に記載のとおり。	
者の選考】		
監事は、国立大学法人法に		
基づき、文部科学大臣が直接		
任命することとされている		
が、その任命に当たっては、		
各国立大学法人における監事		
候補者の選考を尊重してい		
る。このため、国立大学法人		
は、常勤監事や学外監事の必		
置を定めた法の趣旨を踏ま		
え、監事の役割や求められる		
人材像等を明確化した上で、		
適切なプロセスによって選考		
を行うべきである。		
補充原則 3 - 4 - 2①	監事候補者の選考にあたっては、5名の委員で構成される監事選考会	
国立大学法人は、監事候補	議を設置し、選考の客観性を担保するため経営協議会の外部委員2名	
者の選考に当たっては、経営	を学外有識者として参画させている。	
協議会の学外委員の協力・助	監事選考会議において策定した「監事に求める役割、人材像」に基づ	
言を得て人選するなど、その	き監事選考会議の審議により候補者を選考し、役員会の審議を経て学	
責任を十分に果たし得る適任	長が文部科学大臣に推薦している。	
者を選考するための適切なプ		
ロセスを工夫すべきである。	(国立大学法人群馬大学監事に求める役割、人材像)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g142343	
	監事選考の基準となる人材像を定めたもの。	
	(選考会議のプロセス)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g142343	
補充原則 3 - 4 - 2②	監事選考会議を設置し、経営協議会の外部委員2名を学外有識者と	
国立大学法人は、監事の監	して参画させ、監事選考会議において策定した「監事に求める役割、人	

査業務が多岐にわたることを
踏まえ、法律や会計監査に精
通した者、国立大学法人の行
う業務に精通した者、組織の
意思決定のあり方に精通した
者など、監事候補者の適切な
組み合わせを考慮して選考を
行うべきである。

原則及び補充原則

材像 | に基づき、候補者の経歴等を踏まえて、組織における意思決定の 在り方に精通した者1名及び法務に精通した者1名の計2名の監事を 選考した。

実施内容

更新有無

- ・岡野弘文監事:群馬県行政における経験や病院問題に関する知見(組 織業務(組織における意思決定)に精通)
- ・丸山和貴監事:法律の専門家としての経験や群馬弁護士会会長等の 業務における知見(組織業務(法務及びコンプライアンス)に精通)

【原則3-4-3 国立大学

法人の業務執行が適切かつ効 果的・効率的に行われている かどうかを適切にチェックで きる監査体制】

監事は、法令等に則って会 計監査と業務監査の双方を担 い、監査を通じて、会計監査 人による監査の相当性判断の みならず、教育研究や社会貢 献の状況や法人の長(大学総 括理事を含む)の選考方法、 法人内部の意思決定システム をはじめとした法人の経営が 適切かつ効果的・効率的に機 能しているかについて監査す る必要がある。国立大学法人 は、監事がそれらを適切にチ エックできる監査体制を工夫 すべきである。

監事は、国立大学法人群馬大学監事監査規則により、役員会等学内の 各種法定会議のほか大学本部及び各学部等の会議や各種委員会に出席 し、意見を述べることが認められており、大学の課題や情報を共有する とともに、大学内部の意思決定が行われる過程を直接監査することが 可能となっている。

また、会計監査人である監査法人による会計監査時に監事と会計監 査人と意見交換の機会を設け、連携を図っている。

さらに、監事が監査業務を遂行するに当たっては、監査室が業務補助 を行い(監事監査規則第8条)、監事を支援する体制が整備されている。

(国立大学法人群馬大学監事監査規則)

https://www.gunma-

u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011160.pdf

補充原則 3 - 4 - 3 ①

国立大学法人は、監事が、 役員会、経営協議会、教育研 究評議会、学長選考・監察会 議、部局長等会議等の重要会 議への出席を可能とするとと もに、監事に対する資料提出 や情報提供、内部監査機能と の密接な連携など、十分な情 報の下で監査報告を作成でき るようにすべきである。

監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考・監察会議 といった法定会議に加え、執行役員会議や経営戦略本部戦略企画会議、 附属病院における医療業務安全管理委員会等の重要会議に出席してい る。また、国立大学法人群馬大学監事監査規則において、役員及び職員 に対する事業報告要求や業務及び財産調査権限付与、役員及び職員に 対する監事が行う監査への協力義務、重要文書の監事への回付義務等 を定め、監事へ資料や情報が集まる仕組みとしている。監事は、各学部 等の業務運営に関する学内会議への出席や議事要旨等資料の入手が可 能であり、必要なときに情報を収集できる体制を整備している。さらに は、各学部へおもむき業務の実施状況等について実地監査を行ってい る。

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	監事の監査業務については、事務局及び各学部から独立した組織で	
	ある監査室が監事をサポートし、監査業務において必要な情報の収集	
	を可能としている。	
	また、監査室が実施する内部監査について、監査項目の計画検討から	
	現地監査、報告段階まで監事と監査室の間で情報共有や意見交換を行	
	い、連携を図って実施している。	

基本原則4

基本原則4. 社会との連携・協働及び情報の公表

国立大学法人は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくべきであり、そのために、情報の公表を通じて透明性を確保すべきである。

また、併せて、国立大学法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要があり、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施することで、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表しなければならない。

ればならない。		
原則及び補充原則	実施内容	更新有無
【原則4-1 法令に基づく	1. 法令に基づく情報公開	
情報公開の徹底、及びそれ以	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律22条及び学校教	
外の様々な情報の分かりやす	育法施行規則等に基づく公開情報に関しては、ホームページの「情報公	
い公表】	開」において公表している。	
国立大学法人は、国からの		
運営費交付金を重要な財政基	(群馬大学ホームページ)※情報公開	
盤とするとともに、多様な関	https://www.gunma-u.ac.jp/outline	
係者からの財源に支えられた	(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定す	
公共的財産として、多岐にわ	る情報等の提供)	
たる活動それぞれに異なる多	法人情報:https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898	
様な者からの理解と支持を得	(学校教育法施行規則等に規定する情報等の提供)	
るためにより透明性を確保す	教育情報:https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902	
べきであり、法令に基づく適		
切な情報公開を徹底すること	2. 大学独自の情報発信	
に加え、法人経営、教育・研	上記の法令に基づく情報発信だけでなく、大学として、ホームペー	
究・社会貢献活動に係る様々	ジ、広報紙「GU'DAY」、ソーシャルメディア(YouTube、Twitter、	
な情報についても分かりやす	Facebook、LINE、Instagram)、大学概要、各学部パンフレット等の広	
く公表しなければならない。	報媒体を利用して、大学の諸活動について情報発信をしている。また、	
	報道発表や記者会見を通して適時、大学の成果等を発信している。	
	(群馬大学ホームページ)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/	
	(広報誌 GU'DAY(グッデイ))	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday	
	(群馬大学 SNS 公式アカウント)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns	
	(大学概要)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1934	
	(各学部パンフレット等)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1938	
	(報道発表)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946	
	(記者会見)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349	
	(群馬大学研究活動報「水源」)	
	https://research.opric.gunma-u.ac.jp/public/suigen/	
	3. 公表方法	
	補充原則 4 - 1 ①に記載のとおり。	
	ホームページでは、新着情報の目的別の公表や法定公開情報に関し	

【補充原則4-1① 対象に 応じた適切な内容・方法によ る公表の実施状況】

国立大学法人は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しなければならない。

ホームページでは、新着情報の目的別の公表や法定公開情報に関して「情報公開」の項目を設けるなど、情報の内容を明瞭にした公表を行っている。

また、ステークホルダーを分類し、「入学希望の方」「在学生・保護者の方」「卒業生の方」「地域・一般の方」「企業の方」といったタグや教職員を対象としたメニュー(学内教職員向け情報)を設定するなど、必要とする情報へのアクセスが容易になるよう、丁寧に情報発信をしている。

なお、上記原則4-1で記載した大学独自の公開情報の手段により、情報公表の目的・意味に基づき、適切な対象・内容・方法を選択して公表しているが、ステークホルダーが掲載情報をより理解できるよう、公表事項ごとに要約や解説を示すなどの対応を進めている。

このほか、入学希望者に対し、高校生の日常のツールである SNS (Twitter、YouTube、Instagram、Facebook 等)を活用し、オープンキャンパスや入試情報、大学の活動などの情報を提供している。

学生広報大使が中心となって、大学生の活動、教員、タウン情報などを掲載した広報誌「GU'DAY (グッデイ)」を作成している。これは、在学生や同年代の若者向けの内容も含まれており、大学内や県内の高等学校や自治体等に配布している。

定期的に大学の教育研究活動を周知し、「優れた研究成果」「ウクライナ支援」など大学の活動を広く一般に知ってもらうため記者会見等を行っている。

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	(群馬大学ホームページ) https://www.gunma-u.ac.jp/ (群馬大学 SNS 公式アカウント) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns (広報誌 GU'DAY (グッデイ)) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday (記者会見) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349 (報道発表) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946	
【補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報】 国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報(学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等)を公表しなければならない。	「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育効果に関する情報として、学位の取得状況や進路状況、各授業科目や学部卒業及び大学院修了時での到達目標の達成状況、学生の成長実感・満足度及び卒業生に対する企業からの評価等について、ホームページに「学修成果・教育成果に関する情報」として概要をまとめて公表している。また、学生が学習するべき事柄における到達レベルを明確にするための評価基準を示す情報をホームページで公表している。 (教育情報) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902 ※「学修成果・教育成果に関する情報」 ※「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準について」	
【補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等(法人の活動状況や資金の使用状況等)】 国立大学法人は、公共的財産であることに鑑み、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、法人の活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表しなければならない。	・平成30事業年度より財務諸表の附属明細におけるセグメント情報において学部毎に費用・収益等を公表している。 ・財務諸表や実績報告書等により教育研究費用及び成果等を公表するとともに平成30事業年度決算より財務レポートを作成し、社会に対し、よりわかりやすい形で当該年度の費用と成果等を公表している。また、今後に向けては、教育や研究、社会連携の成果等の非財務情報をより重点的に公表するなど、ステークホルダーに対し、より丁寧な説明をするため、開示する内容や手段を検討中である。 (財務諸表)※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務諸表」https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894	
	(実績報告書)※ホームページ「国立大学法人評価」の各中期目標・中期計画期間における、各事業年度の「業務の実績に関する報告書」	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790	
	(財務レポート)※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務レ	
	ポート」	
	https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894	
 【原則4-2 内部統制の仕	補充原則 4 - 2 ①に記載のとおり。	
組みの整備と運用体制の公	間がが対するというには事なのとものが。	
表】		
国立大学法人は、その活動		
を支える社会からの理解と支		
持を得て、適切に連携・協働		
していくためには、法人経営		
及び教育・研究・社会貢献活		
動の安定性・健全性を示すべ		
きである。		
そのためには、自らを律す		
る内部統制システムを運用		
し、継続的に見直しを図ると		
ともに、その運用体制を公表		
しなければならない。		
補充原則4-2①	1. 行動規範等コンプライアンスの遵守	
国立大学法人は、内部を統		
	馬大学科学者行動規範」、「国立大学法人群馬大学コンプライアンス推	
職務の実施と社会的倫理の維	進規則」、「国立大学法人群馬大学教職員就業規則」、「国立大学法人群馬	
持を確かなものとするため、	大学利益相反マネジメント規程」及び「国立大学法人群馬大学安全保障	
コンプライアンスの遵守に係	輸出管理規則」等を定め、e ラーニングにおいて、受講を必須とするコ	
る方針を定めるととともに、	ース(ハラスメント防止、個人情報管理、情報セキュリティ、研究不正	
自己点検や内部監査等の制度	防止、資金適正執行、利益相反マネジメント等)を設けている。また、	
の充実を図るべきである。ま	教職員に周知し、履修履歴を管理することで未受講者については受講	
た、コンプライアンスに違反	を促すことにより、対象となる全教職員の受講を徹底している。	
した事実、又はそれにつなが る恐れのある事実を通報する	(コンプライアンスの推進)	
内部通報・外部通報の仕組み	(コンプライアンスの推進) https://www.gunma-u.ac.jp/outline/g9889/g9891	
を適切に運営するとともに、	nttps://www.gumna-u.ac.jp/outime/g9009/g9091 (群馬大学行動規範)	
通報者の保護等の工夫をすべ	https://www.gunma-	
きである。また、法人は通報	u.ac.jp/data/news/kenkyukatudo/data/270401koudoukihan.pdf	
窓口を外部に設けることも検	(群馬大学科学者行動規範)	
討すべきである。	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2015/10/280427koudoukihan.pdf	

原則及び補充原則 更新有無 実施内容 (国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則) https://www.gunmau.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011120.pdf (国立大学法人群馬大学教職員就業規則) https://www.gunmau.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0220/022010.pdf (国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_07/071040.pdf (国立大学法人群馬大学安全保障輸出管理規則) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap 06/061220.pdf 2. 内部統制 「国立大学法人群馬大学業務方法書」で内部統制に関する基本事項 を定めているほか、「国立大学法人群馬大学内部統制規程」において内 部統制担当役員や内部統制推進責任者の設置及びその役割を明示する など、内部統制の体制整備に加え、内部統制システムの有効性の担保を 目的としたモニタリングについて規定している。また、内部統制の整 備、継続的な見直しや運用に関し、必要に応じた改善策を検討するた め、内部統制委員会を設置している。 さらに、毎年度「内部統制システム推進計画」作成のうえ、内部統制 システムの体制整備状況及び運用状況を確認し、内部統制員会へ報告 している。監事の独立性をサポートする体制として、事務局及び各学部 から独立した組織として監査室を設け、専任職員を配置し、監事監査等 の補助を行っている。 (国立大学法人群馬大学業務方法書) https://www.gunma-u.ac.jp/wpcontent/uploads/2022/03/fb8180cef67193276c2525aeb203548c.pdf (国立大学法人群馬大学内部統制規程) https://www.gunmau.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021250.pdf (内部統制報告書) https://www.gunma-u.ac.jp/wpcontent/uploads/2022/03/cf8778bff66d983819d8a743915fbd5c.pdf 3. 公益通報窓口 公益通報者保護法(平成 16 年法律 122 号)の趣旨に則り、「国立大 学法人群馬大学公益通報者保護等規程」を整備し、通報窓口を運営して いる。公益通報窓口として、学内者だけでなく外部者からの通報の受付 も可能な「公益通報窓口」(本学 web サイト、メール、電話、ファック ス等)を設置している。

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	また、通報者の保護等を目的として、内部通報の外部受付窓口を次のとおり設置している。 ・外部委託(社会保険労務士、産業カウンセラー)による「内部通報ホットライン(TEL:0120-390-288)」を設置している。 ・外部委託弁護士による受付窓口を設置している(医学部附属病院における診療に関する事項への対応(TEL:0120-310-066)) (国立大学法人群馬大学公益通報者保護等規程) https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021190.pdf	
補充原則4-2② 国立大学法人は、内部統制 の仕組みによるモニタリング 結果を、定期的に役員へ報告 する機会を設けるなど、内部 統制の実効性を高め、法人経 営の見直しに活かす体制を構 築すべきである。	・国立大学法人群馬大学内部統制規程により内部統制システムを整備し、運用している。 ・毎年度当初に、役員会で当該年度の内部統制システム推進計画について審議の上、内部統制システムを運用している。 ・内部統制システムは(1)日常的モニタリング、(2)独立評価の2観点から有効性を確認している。 ・(1)日常的モニタリングでは、①(運用状況)管理表及びリスク管理表の対応状況の確認、②法律改正を踏まえた重点事項を定めた調査を行っている。 ・これら内部統制システムの推進結果は、内部統制報告書にまとめ、毎年度末の役員へ報告している。	
補充原則4-2③ 国立大学法人は、法人の構成員が従うべき行動規範(研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン等)を定め、実践すべきである。また、必要に応じ、適宜見直しを行うべきである。	・教育及び研究活動に直接携わる者並びに教育及び研究活動を支援する全ての職員が、群馬大学を構成する教職員の一員として社会の信頼に応えるため教職員の基本的な心構えとして、「群馬大学行動規範」及び「群馬大学科学者行動規範」を制定し、教職員に周知するとともにホームページにおいて公表している。 ・研究活動における不正行為を防止するため、「国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」を定め、群馬大学研究行動規範委員会を設置するとともに、不正行為の調査・審査及び調査結果を元に不正行為防止策の提言を行う調査委員会の設置等の措置等について定めている。 ・「国立大学法人群馬大学資金適正執行規程」に基づき、公的資金の執行に関するルールを記載した会計ルールハンドブックを作成し、資金適正執行委員会において適宜必要に応じた見直しを行っている。また、会計ルールハンドブックは学内ポータルサイトにおいて掲示し、学内構成員に周知している。・研究者倫理教育の一環として、公正活動教育(公的研究費の応募、教	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	員発注権限付与、基盤的研究費の配分等) を実施している。	
	・コンプライアンス総括責任者(総務・財務担当理事)が不正使用防止	
	対策の基本方針(「群馬大学行動規範」)に基づき作成した不正使用防	
	止計画の実施状況に関し、資金適正執行委員会において確認し、その	
	結果を最高責任者(学長)に報告している。	
	・情報セキュリティ対策等基本計画に基づき、情報セキュリティの確	
	保に努めている。	
	・中長期的に取り組むべき情報セキュリティ対策を組織的・計画的に	
	実施することを定め、本学の情報資産及び情報システムを運用・管理	
	する者及び利用する者を適用範囲とし、本学が保有する個人情報、先	
	端的な技術情報、機密性の高い情報など重要情報を保護するため、以	
	下を実施している。	
	1. リスク管理体制、インシデント対応体制及び手順書等の整備	
	2. リスクの特定と評価	
	3. サイバーセキュリティ等教育・訓練や啓発活動の実施	
	4.情報セキュリティ対策に係る自己点検・監査の実施	
	5.他機関との連携・協力	
	6. 必要な技術的対策の実施	
	(群馬大学行動規範)	
	https://www.gunma-	
	u.ac.jp/data/news/kenkyukatudo/data/270401koudoukihan.pdf	
	(群馬大学科学者行動規範)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2015/10/280427koudoukihan.pdf	
	(国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する	
	規程)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2022/05/6c92b92ed9a6cd5b9cfa72116acd9aac.pdf	
	(国立大学法人群馬大学資金適正執行規程)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_03/031040.pdf	
	(会計ルールハンドブック)※学内のみ公開	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2022/03/kaikeirulehandbook2022.pdf	
	(不正使用防止計画)	
	https://www.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2022/07/R04fuseishiyouboshikeikaku.pdf(サイバー	
	セキュリティ対策等基本計画)※学内のみ公開	
	https://csirt.gunma-u.ac.jp/wp-	
	content/uploads/2019/10/1527240122923dfe721adf0f7edf6f9c.pdf	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
補充原則4-2④	教職員がコンプライアンスや公益通報について、正しく理解し、確実	
国立大学法人は、学内構成	に機能するよう、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、	
員がコンプライアンスの遵	年 1 回の資金適正執行教育を実施している。また、コンプライアンス	
守、内部通報・外部通報の仕	推進責任者、同推進副責任者等に対し年1回の説明会を実施している。	
組み、行動規範等の目的、意	・e ラーニング(年1回、受講期間:1~2ヶ月程度)において、全教	
義について正しく理解し、確	職員の受講を必須とするコース(ハラスメント防止、個人情報管理、	
実に機能するよう、研修等に	情報セキュリティ、研究不正防止、資金適正執行教育、利益相反マネ	
より徹底した周知を行うべき	ジメント等)を設けている。また、全ての対象者に受講させるため、	
である。	教職員の履修履歴を管理することで未受講者については受講を促す	
	ことにより、対象となる全教職員の受講を徹底している。	
	・特に新任教職員に対しては、「新規採用職員研修」や「新任教員説明	
	会」において、就業規則の「服務規定」に関する講義の中でこれらを	
	示し、服務規律の確保について綱紀保持に努めるよう周知徹底を図	
	っている。なお、これらの研修等はeラーニングでも実施しており、	
	新任教職員以外も適宜参照できるようになっている。	
	・「会計ルールハンドブック」や「国立大学法人群馬大学教職員に対す	
	る懲戒処分の基準」等を作成し、これらの資料において実例を明示	
	し、学内ポータルサイト等を通じ、教職員に周知している。	